

## 第26回SOMPO福祉財団賞 受賞記念基調講演録

### 受賞記念基調講演

『障害と所得保障—基準の管理から分配の議論へ』

関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科准教授 風間 朋子

### シンポジウム

『障害と所得保障—分配のあり方と基準設定をめぐる諸論点』

パネリスト : 荒川 豊 社会医療法人城西医療財団豊科病院  
ソーシャルワーカー  
: 安藤 道人 立教大学経済学部教授  
: 永野 仁美 上智大学法学部教授  
: 風間 朋子 関西学院大学人間福祉学部准教授  
コーディネーター : 大島 巖 東北福祉大学副学長・教授  
: 後藤 玲子 帝京大学教授・一橋大学名誉教授

(敬称略)

\*日時\* 2025年7月19日(土) 午後1時より

\*場所\* グランドアーク半蔵門3階「華の間」

2025年12月

公益財団法人 SOMPO福祉財団



## 目 次

1. 主催者挨拶			
公益財団法人SOMPO福祉財団	専務理事	齋藤 仁	1
2. 審査委員長挨拶			
SOMPO福祉財団賞	審査委員長	大島 巖	3
3. 記念基調講演			
『障害と所得保障—基準の管理から分配の議論へ』			
	関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科准教授	風間 朋子	6
資 料 (講演会資料)			15
4. シンポジウム			
『障害と所得保障—分配のあり方と基準設定をめぐる諸論点』			19
パネリスト	: 荒川 豊	社会医療法人城西医療財団豊科病院 ソーシャルワーカー	
	: 安藤 道人	立教大学経済学部教授	
	: 永野 仁美	上智大学法学部教授	
	: 風間 朋子	関西学院大学人間福祉学部准教授	
コーディネーター	: 大島 巖	東北福祉大学副学長・教授	
	: 後藤 玲子	帝京大学教授・一橋大学名誉教授	
資 料 (シンポジウム資料集)			56
5. 第26回SOMPO福祉財団賞			
審査講評	前審査委員長	秋元 美世	64
			(敬称略)
資 料	.....	SOMPO福祉財団賞受賞者	

## 第26回SOMPO福祉財団賞贈呈式（2025年3月12日実施）



西澤 敬二 理事長



秋元 美世 審査委員長



受賞者 風間 朋子 氏



前列（厚労省、理事長、受賞者（2名、出版社、審査委員長）後列（理事、審査委員）

## 受賞記念基調講演・シンポジウム（2025年7月19日実施）



シンポジウム

パネリスト（左から大島巖氏、後藤玲子氏  
荒川豊氏、安藤道人氏、永野仁美氏、風間朋子氏）



基調講演

（風間 朋子氏）

## 1. 主催者挨拶

公益財団法人SOMPO福祉財団

専務理事 齋藤 仁

皆さん、こんにちは。SOMPO福祉財団の齋藤でございます。本日はご多忙のところ、さらに3連休の初日、また猛暑の中、そんな日程にもかかわらずSOMPO福祉財団賞受賞記念基調講演にご参加いただき、誠にありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今回の開催に当たりましては、厚生労働省、日本社会福祉学会、日本社会福祉系学会連合、日本ソーシャルワーク教育学校連盟、日本地域福祉学会の皆様にご後援をいただいております。ご後援のご協力をいただきました多くの皆様へ厚く御礼申し上げます。

当財団は1977年に設立されまして、今年で48年目を迎えることができました。設立当初より我が国の福祉及び文化の向上に資することを目的としまして、大きく3つの事業でございますNP0等への自動車購入費などの事業活動に対する助成事業、社会福祉やジェロントロジーに関する先進的な研究に対する研究助成事業、そしてこのSOMPO福祉財団賞を中心に事業を展開してまいりました。当財団の活動の概要につきましては本日の資料にも掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

その中で、SOMPO福祉財団賞は我が国の社会福祉分野の優れた学術文献を表彰し、併せて研究費の助成を行うことを通じ、優秀な研究者の育成及び学術的なレベルの向上に資することを目的としまして1999年に発足し、本年度は27回目を迎えております。

2024年度SOMPO福祉財団賞の選考に当たりましては、現東洋大学名誉教授の秋元美世・前審査委員長をはじめ、我が国の社会福祉分野を代表する6名の審査委員によって、約4か月にわたる厳正な審査が行われました。審査委員の皆様には、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

そして、厳正な選考を経まして、2024年度、風間朋子さんが見事、受賞者の栄に浴されました。風間さんの今後の更なるご活躍を期待しております。

本日は、第1部にて風間さんに受賞記念基調講演を行っていただき、第2部におきまして、風間さんの著書のキーワードである「障害と所得保障」をテーマにシンポジウムを開催させていただきます。

今回、シンポジウムのパネリストをお務めいただく方々は、本テーマに関係します専門

性の高い分野・研究領域から3名の方をお招きいたしました。発表順にご紹介させていただきます。社会医療法人城西医療財団豊科病院ソーシャルワーカーの荒川豊さん。立教大学経済学部教授、安藤道人さん。上智大学法学部教授、永野仁美さん。そして風間さん。以上、4名の方にご登壇いただきます。シンポジウムのコーディネーターを、本年度よりSOMPO福祉財団賞の審査委員長をお引き受けいただいております東北福祉大学副学長・教授、大島巖さん、同じく選考委員をお務めいただいております帝京大学教授・一橋大学名誉教授、後藤玲子さんをお願いいたしまして、ご議論をいただきたいと存じます。シンポジウムへの参加を快くお引き受けいただきましたパネリストの皆様、ご多忙中、貴重なお時間をいただきまして誠にありがとうございます。本日はよろしくどうぞお願い申し上げます。本日の講演とシンポジウムの内容が皆様の日頃の研究や実務の面、また実生活の中でも役立っていただければ幸いに存じます。

最後になりましたが、日頃、当財団活動にご指導、ご支援、ご協力をいただいております皆様に心から感謝を申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。よろしくお願いいたします。

## 2. 審査委員長挨拶

SOMPO福祉財団賞

審査委員長 大島 巖

皆さん、こんにちは。東北福祉大学の岩島大島でございます。今年度から審査委員長を拝命することになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、大変お暑い中、多くの皆さん方にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。先ほど専務理事からのご挨拶がありましたけれども、梅雨明けが昨日あったようですが、この猛暑の中、また連休の初日にもかかわらず多くの皆さん方にお集まりいただきまして、とてもうれしく思っております。

本日お集まりいただいた皆様方は、参加者リストの顔ぶれを拝見しても、この受賞記念講演・シンポジウムのテーマである「障害と所得保障－分配のあり方と基準設定をめぐる諸論点」に強い関心と問題意識をお持ちの方々ではないかと拝察いたします。記念講演・シンポジウムを運営する立場からは、改めて気の引き締まる思いで臨んでおります。

これから開催いたします第26回SOMPO福祉財団賞受賞記念基調講演・シンポジウムは、改めて申し上げるまでもなく、関西学院大学風間朋子様のご著書「障害と所得保障－基準の管理から分配の議論へ」がSOMPO福祉財団賞を受賞したことを記念して開催されるものです。風間様にはSOMPO福祉財団賞の受賞を心から祝福いたしますとともに、風間さんの立派なご著書に福祉財団賞を授与できることをとても光栄に思っております。

風間様、大変おめでとうございます。

さてご承知の通り、今年2025年は年金改革の年であり、先月6月13日には「国民年金法等の一部を改正する法律」が成立しました。しかしながら、懸案の障害年金については十分な国会審議が行われることなく、衆参両院における附帯決議として幾つかの項目が入っただけと言われております。付帯決議としては、「恣意的な判定がなされないように透明性を確保するための検討を行い必要な措置を講ずる」、「医学モデルのみならず社会モデルも踏まえて、機能障害のみならず、日常生活の状況等を把握した上で障害等級の認定を行う」などの決議が採択されました。

障害等級などの認定に関しては、2024年に障害年金の不支給が増加した問題に関連して、厚生労働省は今年6月に、令和6年度の障害年金の認定状況についての調査報告書を公表しました。この中では、2024年度の新規の年金請求件数のうち、非該当・不採択の割合は

13%と過去最高の水準でした。とりわけ、精神障害の非該当・不採択の割合は前年の2023年度が6.4%だったのに対して、2024年度には12.1%と2倍の水準になっていたことに対し、社会的に大きな疑問が集まっています。

障害のある方々にとって、生活の基盤となる障害年金給付の基準が恣意的な判断とみなされかねないことに対して、改めて十分な熟議が必要な状況にあると考えます。障害のある方々の障害年金、障害と所得保障を検討する今後の議論においては、まさに風間さんのご著書の成果が議論され、シンポジウムのテーマである「障害と所得保障—分配のあり方と基準設定をめぐる諸論点」に関わる論議を十分に尽くさなければいけない時期が熟してきているように感じます。

ここで、風間さんのご著書「障害と所得保障—基準の管理から分配の議論へ」のSOMPO福祉財団賞の選定理由について触れさせていただきます。資料集の5ページ以降をご覧ください。ただければと思います。

障害のある方の障害の軽重を考えたとき、これを評価する指針の一つとして、障害者福祉施策における等級制度が位置づけられているわけですが、障害程度を等級によって把握し、これに基づいて所得分配を行う方法は国際的にも一般的であるとは言い難い状況があります。しかしながら、日本においては、等級制度における再分配が継続されています。こうした状況を踏まえて風間さんのご著書では、障害を対象とした所得分配に用いられる基準の設定根拠について焦点を当て、その基準が何を指標として所得保障が必要な障害者を選別し、保障の程度（障害等級）を設定しているのかを、明治初期から国民年金創設の1959年までの期間にわたって詳細に分析を加えています。それによって、現行制度がどのように正当性を獲得し現在に至ったのかについて、そのメカニズムと構造を明らかにされています。

私の前任者である秋元前審査委員長の下でまとめられた審査委員会における評価では、本書における以下の点が特に評価されました。

第一に、労災補償と障害年金などの複数の領域にまたがる障害認定の基準をめぐる制度・政策の歴史的展開を対象として、そこに見られるロジックの共通性と相違点や経路依存的な制度の持続と変化なども視野に入れるなど、説得力のある形で障害認定基準をめぐる諸問題を解き明かすことができている点でございます。

また第二に、多くの一次資料を用いて非常に丁寧に議論を展開している点です。そうした作業の中で、軍事恩給、官業労働者、民間労働者の労災補償、障害年金といった幅広い

領域で、それぞれの障害認定に関する基準が歴史的に発展した経緯、基準をめぐる議論、そのプロセス、基準の根拠を体系的に整理している点が評価されました。これらの歴史研究的な意義は大変大きいと言えると思います。

以上の評価された点がある一方で、幾つかの課題も指摘されています。その中で特に重要と考えられるのは、「管理」のための基準の考察は丁寧にされているものの、その議論が「分配の議論」に十分つながっていないように思われる点にあります。副題の「基準の管理から分配の議論へ」というのはとても魅力的なテーマでございますが、その観点からするとやや物足りないものが残るという評価がございました。その他の点については資料集の7ページ目をご覧くださいと思います。

ただいま指摘した分配の議論につきましては、風間さんは大変禁欲的に本書の中で触れています。すなわち、「本書が提供した知見は、現在の構造がどのように構築されたかについてである。それは年金制度も含む所得保障制度の改革に際して議論基盤を提示するものであって、今後、どのような制度が構築されるべきなのかという議論に直結するものではない」と述べておられます。

そのような位置づけを持ったご著書に対して、今日のシンポジウムの中では、この分配のあり方と基準設定をめぐる諸論点という観点から、障害のある人たちに対する所得保障に求められる分配のあり方と基準設定はどうあればよいのか、障害当事者や実践家の立場から、また国際的な社会保障法制論の視点から、さらには社会保障や財政学、公共経済学などの視点から、多様な論点からご議論いただき、今後求められる実現可能で公正な分配と基準設定について議論することを目指すことができると考えております。

このシンポジウムに先立って、風間さんを含めて4名のパネリストと、コーディネーターである後藤さんと私の6名は、本日まで2回にわたる事前打合せを行いました。また、先ほど3回目の事前打合せを行ったところです。論点のすり合わせを行った上でのシンポジウムと理解しております。本日の記念基調講演・シンポジウムが皆さん方にとって何かを持ち帰っていただける有意義なものになるよう最善を尽くしたいと考えております。本日は限られた時間になるかと思いますが、皆さま方におかれましても活発な意見交換など、ご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、私のご挨拶と総評に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

### 3. 記念基調講演録

#### 『障害と所得保障—基準の管理から分配の議論へ』

関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科准教授 風間 朋子

ご紹介にあずかりました、風間朋子でございます。私は、関西学院大学で社会保障制度に関する授業を幾つか受け持っています。その授業中、学生に説明しながら、常に頭の片隅でリピートされている疑問があります。それは、私が納めた税金や社会保険料は一体どこに行ってしまったのかという疑問です。

大学の授業では、こんな話をします。17歳以下の子供の貧困率は11.5%である。生活保護の受給者のうち半数以上は65歳以上である。私は子供たちが幸せに暮らし、高齢になっても安心して暮らすことができるように税金や社会保険料を納めているはずなのに、どうして毎年、学生にこんな話を聞かせ続けているのだろうか。私たちの税金や社会保険料は必要な人に本当に届いているのでしょうか。

今回のSOMP0福祉財団賞を受賞いたしました「障害と所得保障」は、まさにそのことについて書いた本です。必要な人に必要なものを届けるための基準、誰にどの程度支援をするべきなのか。そして、とても大切なことがあります。何のためにそれを行うのか、つまり支援を行う目的が何かということです。

皆さんの中で、このような報道をご覧になった方がいらっしゃると思います。今年の4月に、昨年度から突然、障害年金の請求を行った人たちが不支給、つまり障害年金の対象とならないと判断されるケースが増え出したという報道がなされました。この報道を受けて先月、厚生労働省は調査報告を発表しています。これによると、2024年度の不支給の割合は2023年度の1.5倍になっていて、特に精神・発達・知的障害では1.9倍になっていることが分かりました。このような不支給の判断が適切なのかどうか、問題になったことは過去にもあります。裁判も何度も起こされています。それでも今なお同様の問題がこうして起こっています。常にこれらの問題の中心にあるのは、現在の障害認定の基準が制度の対象となる人を適切に捕捉できるようになっているのかという点です。

「障害と所得保障」は、歴史を遡ることでこの問題の根源がどこにあるのかに迫ろうとしたものです。当然、現状の制度をよりよいものにするにはどうすればいいのか検討することは非常に重要です。絶対に行うべきことです。しかしそれだけではなく、もっと基

礎的な部分にある、どのような事柄の積み重ねとして現在の問題含みの制度が存在しているのかを明らかにすること、そして、その知見を今後の制度設計を議論するための基盤として共有することが重要であると考えました。その成果が今回の受賞作となります。

この本は障害年金だけでなく、障害を理由として支給される所得保障制度について可能な限り時代を遡り行政資料などを収集し、それを大体90年間分、分析したしたものになります。今回の発表は、時間の関係で、本書の見せ場である資料の分析と論証の部分をかなり省略しています。この部分、もっと知りたいなどと思っていただけましたら、ぜひとも本書をお読みいただければうれしく思います。

それでは、150年前の話始める前の準備として、障害年金制度について簡単に整理したいと思います。2ページのスライドは、今ある所得保障制度の代表的なものを挙げています。生活保護、公的年金、社会手当、そのほかにも労災保険などがあります。負担軽減のためには公的な医療保険などもあります。先ほどお話した障害年金は公的年金の中に含まれています。

障害年金は一定の障害を負った方に支給される公的年金制度です。障害年金も含まれる公的年金制度は、ご存じのように2階建てになっています。1階部分に国民年金があって、2階部分に厚生年金保険があります。公的年金は、皆さんにもなじみのある老齢年金だけでなく、最近改正があって話題にもなりました遺族年金、そして今日の話の中心になります障害年金があります。障害年金制度は、1階部分の国民年金では障害基礎年金1級と2級、2階部分の厚生年金保険では障害厚生年金1級、2級、3級、障害手当金が設けられています。障害の程度が最も重いものが1級となります。3級と障害手当金は厚生年金保険のみに設置されています。

障害年金の受給要件は3つあります。1つ目が初診日要件、2つ目が保険料納付要件、3つ目が障害状態要件です。今日のお話はこの3つ目の障害状態要件、その障害は障害年金の支給対象となるような状態なのかについてです。

障害年金の対象となる障害の状態は、障害等級表というものに定められています。4ページの等級表では小さくて見づらいので、1級のみをクローズアップして等級表の構造について見ていきたいと思います。

これが1級の障害の程度です。例えば1号のイ「両眼の視力がそれぞれ0.03以下」、2号「両耳の聴力レベルが100デシベル以上」と、ある程度具体的な外部障害の状態が書かれています。9号では「身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状があって、

日常生活の用を弁ずることが不能ならしめる程度」と書かれています。10号は精神の障害、ここには精神・発達・知的障害が含まれています。11号は重複障害です。

このように、ある程度具体的な外部障害の状態と抽象的な外部障害以外の状態が1セットとなって、2級、3級にも配置されています。そして同じ級の中に配置されている障害の状態は、9号にあるような抽象的な障害の状態を目安として各等級に配置されています。要するに、1号のイ「両眼の視力がそれぞれ0.03以下」が1級にあるのは、その状態が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度であるからだというのがロジックです。

この障害年金の目的は、国会でも「障害による稼得能力の喪失に対して所得保障を行うこと」と説明されています。つまり障害年金とは、障害によって低減した稼得能力を補うものであるということになります。

さて、障害年金の目的でありますこの稼得能力、今日はこの稼得能力に注目して話を進めていきたいと思えます。それに先立って、ここでは稼得能力を「個人に備わっているお金を稼ぐ力」と簡単に定義しておきます。

さて、先ほどの障害等級表を思い出してください。障害等級表には、外部障害以外の抽象的な障害の程度によって、各等級に障害の状態が配置されています。これが1級では日常生活の用を弁ずることが不能、2級では日常生活に著しい制限があるというような日常生活能力の程度、厚生年金保険のみにある3級では労働に著しい制限がある、障害手当金では労働に制限があるというように、労働能力の程度によって稼得能力がどの程度喪失されたのかを推定するという構造になっています。

この構造には幾つかの謎があります。その一つが日常生活能力や労働能力によって稼得能力、要はお金を稼ぐ力が推定できるのかという問題です。

例を挙げて説明したいと思えます。あるところに、こんな2人がいたと仮定しましょう。一人は、そばを打ち続けて30年、そば処田中の店主、田中さんです。もう一人は大学教員の風間、私です。そんな2人が、ある日突然、全く同じレベルのそばアレルギーを発症したと仮定しましょう。当然、田中さんのお金を稼ぐ力は大きなダメージを受けます。これまで30年間培ってきた、そば打ち職人としてのキャリアは失われてしまいます。ところが、私は生活に相当なダメージは受けるでしょうが、私のお金を稼ぐ力は全く損なわれません。けれども、現在の障害年金の考え方を当てはめると、身体の状態が同じであれば、障害等級が同じになってしまうのです。つまり、労働能力や日常生活能力は、私たちのお金を稼ぐ力に必ずしも連動しているわけではないと言えます。

念のために補足しますが、この例は、そばアレルギーが実際に障害年金の支給対象になるかというお話ではなく、あくまでも障害の状態と稼働能力の関係を説明するための例示だと考えてください。このこと自体には何の論点もありませんということは言い添えておきます。

このように、私たちがお金を稼ぐ力と日常生活能力、労働能力は、必ずしも連動するわけではありません。しかし、それならば一体どこから日常生活能力と労働能力はやってきたのでしょうか。その歴史を遡ったのが本書の内容となってきます。

そのために本書では、8ページにあるような制度を取り上げています。今日お話しするのはその中のほんの一部です。まず、今から150年ほど前に遡ってみます。150年以上前の恩給制度や工場法が障害年金と何の関係があるのだらうと思われるでしょうが、実は現在の障害年金の基準の原形は、恩給制度と工場法が合わさってできたものです。

恩給制度は昭和30年代以降、新規加入者もない終わりゆく制度ではありますが、障害年金と深い関わりがあります。まず、障害を支給理由とする制度の源流であるという点です。恩給制度は公務員や軍人の退職・死亡に際して一時金や終身年金が支給されるものですが、退職時の勤労年数と年齢によって支給される普通恩給の上乗せとして、公務上で負った障害や病気に対する恩給が支給されていました。この恩給制度は、最初、軍人のみが対象だったのですが、その後、文官、公立学校の教職員、警察官、監獄の職員にも適用されるようになっていきます。

これが公務上の障害の際に利用された等級表の一部になります。この等級表を概説すると、次のようなことが言えます。等級表は、身体の部位の欠損や関節が動かせなくなったなど、外部障害の状態が中心になっています。公務上で障害を負うリスクが高いのは当然軍人です。それならば、公務上の障害の恩給の受給対象は軍人が中心ということになります。これを踏まえると、あの等級表が外部障害の状態が中心になっていることも理にかなっていると言えます。

恩給の等級表は等級が細かく設定され、大正12年の段階では17等級に分かれていました。それぞれの等級に詳細な障害の状態が配置されていました。この公務上で負った障害に対する恩給は、その原因となったけがが戦闘行為か戦闘行為でないのかによって、同じレベルの障害であっても支給される金額が異なっていました。つまり、どれだけ国に対して献身的に奉仕したのか、そのとき支払った身体的な犠牲の程度に応じて恩給が支給されていたと捉えることができます。そのため、恩給の等級表で重要だったのは、どのような障害

状態になれば、どの程度保障されるのかという分かりやすさ、明瞭さであったと考えられます。

ここで注目していただきたいのは、公務員の全てが恩給の対象になっていたわけではないということです。当時の公務員は、雇用における待遇に大きな格差がありました。恩給は支給額も高く手厚い制度でしたが、対象となったのは軍人と一部の高級官僚と専門職公務員のみで、それ以外の一般の公務員は恩給の対象にはなりません。この一般の公務員に対して恩給とは別の労災補償制度が設けられることとなります。

このようにして、公務員の労災補償は一般の公務員とそれ以外の公務員という2つの経路に分岐していきます。その分岐していったほう、恩給とは別の系統を取るようになった一般の公務員の中に、ひととき慎重に扱わなければいけない集団がいました。それが国有鉄道の職員たちです。事は日露戦争を経た国が国内の輸送網の掌握を望んだことから始まります。明治39年の鉄道国有化により、民間鉄道会社の従業員が一斉に公務員になりました。しかも、当時は鉄道従業員による大規模なストライキが頻発していて、鉄道網を掌握するなら彼らの不満を抑えるために労働環境を整える必要がありました。しかし、現場の労働者である彼らを恩給の対象とするわけにはいきません。そして創設されたのが共済組合による労災補償や、遺族や退職者への一時金の支給でした。

そのときの障害を負った場合の労災補償の基準がこちらになります。障害等級が5段階に定められていました。第1等は「死亡」、2等は「終身、日常生活の動作ができない」、3等は「終身、仕事ができない」、4等は「身体の損傷が回復せずに退職」、5等は「4等と同じぐらいの障害は残ったが、退職しないで職務を継続中」。ここで注目していただきたいのは4等と5等です。同じ障害状態なら、退職するか否かで等級が異なるようになっていたのです。つまり、等級の認定に当たっては障害の状態よりも実際の勤務状況、要は実際にお金を稼ぐ力の状態が重視されていたということになります。

この流れを継いだのが民間の労働者の労災補償です。民間労働者に対する保護法として制定されたのが工場法です。この工場法には、労災によって障害を負った労働者に対して支給される障害扶助料という規定がありました。この扶助料は4等級制を取っていて、1号は「終身、日常生活の動作ができない」、2号は「終身、仕事ができない」、3号は「これまでやっていた仕事ができなくなってしまった」、4号は「身体の障害状態は元には戻らないけれど、これまでと同じような仕事はできる」と労働者のお金を稼ぐ力が労災によってどの程度減少したかという稼働能力の程度による等級化がなされていました。この障害

扶助料は事業主が支払うことになっていました。

工場法で障害扶助料を負担することになっていた事業主ですが、簡単に障害扶助料を渡すとは限りませんでした。当時の労働者は今よりもずっと立場が弱かったのです。そうすると、社長がこんなことを言うこともありました。そんな怪我、大したことないだろう。仕事を辞めるのはおまえの自己都合だ、おまえは前と同じように仕事ができるはずだ。3号だと言っているけれど、1級下の4号の状態だ。3号より4号のほうが、社長が支払う障害扶助料は安く済むので、そんなことを言うわけです。

このようなことが起こったのは、工場法による補償が原則的には第三者を挟まず労使間で決定することが前提だったためだと考えられます。また当時、労働運動が活発化していて、困った労働者が労働組合を頼るようにもなっていました。そうすると、労使間での紛争が発生しやすくなるわけです。

このように、障害によって稼働能力がどの程度減少したのか、その決定を巡ってもめごとが多発するようになっていきます。そして、このもめごとを収めるべく、昭和11年に法改正が行われます。昭和11年、4等級制だった工場法の障害扶助料は14等級制になります。これまで稼働能力の程度のみが示されていた状態から、具体的な障害の状態が列挙された表が設置されるように変わったわけです。精神・神経障害や内部障害についてはこれまでと同様に稼働能力の程度が示されましたが、それはほんの一部です。新しく大量につくられたのは視力・聴力や身体各部位の機能障害の状態など、外部障害の状態でした。要するに、これまでの工場法の障害等級に、あの分かりやすく明瞭であった恩給制度の等級表で使っていた形式をかぶせてきたのです。先ほどのスライドを思い出してください。稼働能力の程度は労使間でもめる原因でした。そうです、もめないような分かりやすさが何より求められたわけです。

その後、労災以外の事故で発生した障害に対しても保障が行われるようになります。それが現行の厚生年金保険の前身となりました労働者年金保険です。労働者年金保険には現在の老齢年金や遺族年金に近いものが含まれており、さらに廃疾年金と廃疾手当金という、現在の障害年金と障害手当金に相当するものも設置されていました。

労働者年金保険法の等級表がこちらになります。廃疾年金として設定された障害の状態を見ると、外部障害については工場法の6級以上の障害状態が網羅されています。そして内部障害や精神・神経障害のような外部障害以外の障害については、「終身、仕事ができない」と書かれています。手当金では、外部障害については工場法の7級から10級が網羅

されています。そして外部障害以外の障害については、「これまでの仕事ができなくなった」と書かれています。改正された工場法と似た構造になっていますよね。

ただ、工場法と異なっているのは、年金ならば「終身、仕事ができない」、手当金ならば「これまでの仕事ができなくなってしまった」というように、稼得能力の減少の程度を目安として外部障害の状態が等級化されている構造に変わったという点です。廃疾年金の1号「両眼の視力が0.1以下に減じたもの」が手当金ではなく年金に配置されているのは、その状態が「終身、仕事ができない」とみなされたからだということになります。

しかし、ここで一つ注意しなければいけないことがあります。制度の立てつけと実務が乖離していたという点です。名目上は障害によって減退した稼得能力を補うものであるとしながらも、実務上は減退した稼得能力の程度を問わないことになっていました。厚生省によって書かれた労働者年金保険の解説書には、「認定業務に際しては、実際に仕事ができないかどうかは問わない」と書かれています。

具体的には、こちらについては同様の障害年金を備えていた船員保険での説明になりますが、中途障害によって視覚障害となった方が、もともと語学に秀でていたので語学教師になって、障害を負う前よりも収入が増えた場合であっても、視覚障害であることを理由として障害年金の支給対象とすると書かれています。このように、障害年金制度の創設時から稼得能力の補填が制度の目的であるとしながらも、実務上の障害認定においては稼得能力を問わないことが明言されていました。障害年金制度は最初の段階から制度の目的と支給対象を選別するための基準がずれていたし、それが公認されてもいたということになります。

昭和20年、終戦を迎えて、占領下で社会保障制度の改正が次々に行われます。厚生年金保険法も昭和22年改正され、これに併せて障害等級表も新しくなりました。改正に当たっては、これまで等級表にあった稼得能力の程度が勤労能力の程度に言い換えられました。そして、稼得能力に代わって登場したのが現在でも用いられている労働能力という概念です。厚生年金保険法が改正されたのと同じ年、厚生省と労働省による障害認定の解説書が出版されています。その解説書の中で、厚生年金保険の障害年金は労働能力の程度によって等級が分けられたとする解釈が登場します。この労働能力は現在でも、特定の職業や個人と切り離され、個人の職種、職業歴、年収、年齢など個人の就労状況などに関わらず、労働に際して誰にでも共通して求められる能力として扱われています。

この解説書の出版時点では、厚生年金保険の等級表には「勤労能力」という表現が使われ

ていましたが、出版の翌年に行われた法改正では、この言葉が「労働能力」に変更されています。このようにして障害年金の等級表から稼得能力の程度が排除され、代わって個人の就労状況などには関連しない労働能力の程度が導入されることとなります。

最後に、国民年金についてです。国民年金が整備されるのは昭和34年のことです。この国民年金のために、厚生年金保険とは異なる障害年金の等級表が新しく作られました。けれども、この等級表は、国民年金制度をどのようなものにするかという検討の過程においてはずっと厚生年金保険と同じものが使われていました。それを新しく作り直す動きが出たのは、法案の提出が予定されていた第31回国会の開催の直前です。この等級表の新設に当たって重視されたのが、厚生年金保険の等級表と身体障害者福祉法の障害等級との調整でした。この調整の中で、現在に続く日常生活能力が登場することになります。

では、この日常生活能力は一体どこから出てきたのでしょうか。身体障害者福祉法の等級との調整を重視するなら、厚生年金保険で用いられている労働能力を使うことは難しかったはずですが。なぜならば、もともと身体障害者福祉法には、身体障害者の定義に職業能力という労働能力と似た概念が使われていたのですが、この職業能力は国民年金が創設される前に身体障害者福祉法から削除されていました。そうすると、労働能力は厚生年金保険と身体障害者福祉法の障害等級との調整を行う場合、邪魔になってきます。そこで労働能力に代わって出てきたのが身体障害者分野で使われていた日常生活能力概念だったのではないかと考えられます。そうならば、日常生活能力は稼得能力どころか、個人の労働能力さえも全く関係なく設定された概念だということになります。

補足として、本書で扱っていない後の時代の話の話を少しだけ付け足しておきます。昭和60年に年金制度の大きな改革が行われ、基礎年金制度が誕生しました。これに合わせて障害年金も現在と同じ2階建ての構造になりました。その際、厚生年金保険の1～2級は国民年金の等級表を用いることになり、日常生活能力の程度が問われることになりました。そして厚生年金保険の3級と障害手当金にだけ労働能力が残留することになり、現在に至っております。

これまでお話ししてきたように、障害を支給理由とする所得の再分配の基準は、正確な測定が難しく、手間もかかるし、もめごともしばしば起こりがちだった稼得能力の評価を途中で放棄して、数的に把握できるものの測定を重視するようになっていきました。その過程で、数値として状態を捉えることが難しい内部障害、精神発達・知的障害の対応が置き去りにされていきました。つまり、客観的で正確な測定を行うことに固執して、そこからあふれ

てしまったものを見て見ぬふりをしてきたわけです。これによって生じたさらに重大な問題は、その測定が本当は何のために行われるべきものなのかという制度の本質を見失ってしまったということです。

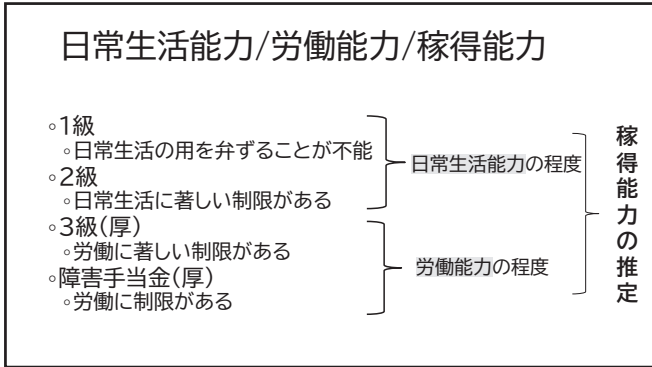
これまでお話ししてきた本のタイトルは「障害と所得保障」、そして副題は「基準の管理から分配の議論へ」です。今日の発表の内容は、分配するための基準がどのように管理されてきたのかということについてでした。そのことが共有できれば、次に行うべきことは当然、分配をどのようにして行うのかについての議論になります。そしてそれは特定の誰かが不当に得をしてずるいといった分断をあおるようなものではなく、エビデンスに基づく冷静な議論としてなされる必要があります。これから始まるシンポジウムでは、それならば分配はどのようにあるべきなのかを皆さんと一緒に考えていければと思っております。本日はご清聴、ありがとうございました。

# 受賞記念基調講演資料

風間 朋子 氏

受賞著書『障害と所得保障—基準の管理から分配の議論へ』  
(株式会社生活書院 2023年12月)





7

### 本書で取り上げた主な制度

1. 恩給制度 1875(明治8)~
  - 日清戦争 1894(明治27)~1895(明治28)
  - 日露戦争 1904(明治37)~1905(明治38)
2. 官業共済組合 1907(明治40)
  - 第1次世界大戦 1914(大正3)~1918(大正7)
3. 工場法 1911(明治44)
  - 健康保険 1922(大正11)
    - 関東大震災 1923(大正12)
    - 日中戦争 1937(昭和12)~1945(昭和20)
  - 船員保険 1939(昭和14)
- 4-5. 厚生年金保険 1941(昭和16)
  - 労働基準法 1947(昭和22)
    - 太平洋戦争 1941(昭和16)~1945(昭和20)
  - 労働者災害補償保険
6. 国民年金 1959(昭和34)
  - 主権回復 1952(昭和27)

8

### 1. 恩給制度 — 機能障害の程度

- 障害を支給理由とする制度のはじまり
  - 陸軍扶助概則 (1875[明治8]年)
- 恩給制度:
  - 公務員(旧軍人含む)の退職・死亡に際して本人や遺族に一時金や終身年金を支給
  - 公務傷病を支給事由とする恩給(増加恩給)は、退職時の勤続年数と年齢によって終身支給される年金(普通恩給)と併給
- 軍人を対象としてはじまり、その後、文官や専門職公務員(公立学校教職員、警察監獄職員)等にも適用

9

### 2. 官業共済制度 — 稼得能力の程度

- 1906(明治39)年、鉄道国有化により、元民間鉄道会社従業員が加わり、国有鉄道職員3万人→9万人
  - ↑日露戦争 1904(明治37)~1905(明治38)
- 鉄道ストライキ等の労働運動の防止のため、手厚い保障が必要に
- 恩給制度には入れられない → 共済組合の創設
  - 公務上の死傷・療養
  - 死亡
  - 55歳以上での脱退
  - 一時金の支給 (のちに、年金化)

10

### 3. 工場法 — 稼得能力→機能障害の程度

工場法(1911[明治44]年)の障害扶助料(一時金)の基準

- 一 終身自用ヲ弁スルコト能ハサルモノ 賃金百七十日分以上
  - 終身、日常生活の動作ができない
- 二 終身労務ニ服スルコト能ハサルモノ 賃金百五十日分以上
  - 終身、仕事ができない
- 三 従来ノ労務ニ服スルコト能ハサルモノ、健康旧ニ復スルコト能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ残シタルモノ 賃金百日以上
  - これまでの仕事ができなくなった
  - これまでの仕事はできる
- 四 身体ヲ傷害シ旧ニ復スルコト能ハス雖引続き従来ノ労務ニ服スルコトヲ得ルモノ 賃金三十日分以上

稼得能力の程度

11

### 工場法施行令(1936[昭和11]年)

・障害の状態を1~14級に配置  
・視力・聴力や各身体部位の機能障害の状態をリスト化

障害の種類	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級
視力	両眼とも視力が0.05以下	両眼とも視力が0.05以上0.1以下	両眼とも視力が0.1以上0.2以下	両眼とも視力が0.2以上0.3以下	両眼とも視力が0.3以上0.4以下	両眼とも視力が0.4以上0.5以下	両眼とも視力が0.5以上0.6以下	両眼とも視力が0.6以上0.7以下	両眼とも視力が0.7以上0.8以下	両眼とも視力が0.8以上0.9以下	両眼とも視力が0.9以上1.0以下	両眼とも視力が1.0以上	両眼とも視力が1.0以上	両眼とも視力が1.0以上
聴力	両耳とも聴力が0.05以下	両耳とも聴力が0.05以上0.1以下	両耳とも聴力が0.1以上0.2以下	両耳とも聴力が0.2以上0.3以下	両耳とも聴力が0.3以上0.4以下	両耳とも聴力が0.4以上0.5以下	両耳とも聴力が0.5以上0.6以下	両耳とも聴力が0.6以上0.7以下	両耳とも聴力が0.7以上0.8以下	両耳とも聴力が0.8以上0.9以下	両耳とも聴力が0.9以上1.0以下	両耳とも聴力が1.0以上	両耳とも聴力が1.0以上	両耳とも聴力が1.0以上
言語機能	言語機能が著しく障害あり	言語機能が著しく障害あり	言語機能が著しく障害あり	言語機能が著しく障害あり	言語機能が著しく障害あり	言語機能が著しく障害あり	言語機能が著しく障害あり	言語機能が著しく障害あり	言語機能が著しく障害あり	言語機能が著しく障害あり	言語機能が著しく障害あり	言語機能が著しく障害あり	言語機能が著しく障害あり	言語機能が著しく障害あり
歩行機能	歩行機能が著しく障害あり	歩行機能が著しく障害あり	歩行機能が著しく障害あり	歩行機能が著しく障害あり	歩行機能が著しく障害あり	歩行機能が著しく障害あり	歩行機能が著しく障害あり	歩行機能が著しく障害あり	歩行機能が著しく障害あり	歩行機能が著しく障害あり	歩行機能が著しく障害あり	歩行機能が著しく障害あり	歩行機能が著しく障害あり	歩行機能が著しく障害あり
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他

12

#### 4. 労働者年金保険(厚生年金保険) ー 稼得能力(認定は機能障害)の程度

- 1941(昭和16)年 労働者年金保険法・施行令  
※1944(昭和19)年 厚生年金保険法
- 目的は、労働者の生活保障
- 廃疾(障害)年金・手当金
  - 傷病の発生が、業務上か業務外かを問わない

13

#### 稼得能力の補填が目的だけど、 実務上では「稼得能力」は問わない

- 制度の建て付け
  - 稼得能力を指標とした等級表を用い、稼得能力の減少・喪失の程度を評価し、減少・喪失した稼得能力を補填する
- 実務上では、稼得能力の程度は問わない
  - 「現実には当該廃疾者が終身労務に服し得ざると否と、又実際労務に服し得たりと否とを問はない」  
厚生省保険院年金保険課長、花澤武夫著『労働者年金保険法解説』(p.197)

14

#### 5. 戦後の厚生年金保険 ー 労働能力の程度

- 厚生年金保険法改正(1947[昭和22]年)
  - 障害年金(2等級制\*)と障害手当金  
\*1954(昭和29)年改正で3等級制

- 「傷病で精神障害又は身体障害を残し」
- 1級: 勤労能力を喪失したもの
  - 2級: 勤労能力に高度の制限があるもの
  - 手当金: 勤労能力に制限を有するもの

等級化の目印が  
稼得能力→勤労能力

障害年金の等級表から、稼得能力を排除

15

#### 6. 国民年金 ー 日常生活能力の程度

- 国民年金法 (1959[昭和34]年)
- 障害年金(2等級制)
- 厚生年金保険とは異なる等級表が新設
- 法案提出が予定されていた第31回国会(同年12月10日~)の直前、厚生省は国民年金障害等級委員に等級表の作成を委嘱
  - 厚生年金保険1・2級程度の範囲内で、身体障害者福祉法の障害等級を考慮しながら障害状態を各等級に配置

16

#### 7. 障害基礎年金の創設(1985[昭和60]年)

- 厚年1~2級 → 国年1~2級の等級表を適用
  - 厚年の1・2級も「日常生活能力」対応へ
- 厚年3級・手当金は、厚年の等級表を使用
  - 労働能力は厚年3級・手当金に残留

17

#### 稼得能力を評価する？

- 稼得能力の評価方法を模索するのではなく、個人の稼得能力の評価を避けるために、代替の基準を設置して標準的・効率的な障害認定を目指してきた

18

#### 4. シンポジウム

##### 『障害と所得保障—分配のあり方と基準設定をめぐる諸論点』

パネリスト：荒川 豊	社会医療法人城西医療財団豊科病院 ソーシャルワーカー
：安藤 道人	立教大学経済学部教授
：永野 仁美	上智大学法学部教授
コメンテーター：風間 朋子	関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科准教授
コーディネーター：大島 巖	東北福祉大学副学長・教授
：後藤 玲子	帝京大学教授・一橋大学名誉教授

**大島** コーディネーターの大島と後藤さんで進めさせていただきます。私のほうから趣旨をとということですが、冒頭のご挨拶のところでも触れさせていただいたことで、それから、先ほどの基調講演で風間さんから大変歯切れのいいご講演をいただきましたけれども、その中でも触れられたことですが、分配のあり方について、基準設定をめぐる諸論点ということ、立場の異なる皆さん方からのご発言をいただいて今後のあり方について検討する、明らかにしていくと。そういうことでございます。

風間さんの分配の基準について、これまでの分配の基準について、個としての障害者の保障ではなく、制度対象者を効率よく選定するための基準の整理であったと、非常に厳しく結論づけていらっしゃるわけですが、であれば、それをどのように変えていったらいいのか。風間さんのお話の中でも、稼得能力ということをお話をまとめていらっしゃいましたが、その辺りをどう考えていったらいいのか。それぞれ立場の異なる方ということですが、荒川様には、障害当事者をよく熟知されていて実践家の立場から、安藤様には、社会保障や財政学、公共政策学の視点から、そして永野様には、国際的な社会保障法制論に通じておられるお立場からご発題いただいて、今後求められる実現可能で公正な分配と基準設定について現状からどう変えていくことができるのか、そういうことを議論できればと思います。どうぞよろしく申し上げます。

最初の進行の部分は後藤さんをお願いしておりますので、よろしく申し上げます。

**後藤** こんにちは。転んでしまって左腕を骨折して、日常生活能力が全くなく、これもつけていただいたのですが、何とか稼得能力を発揮したいと思います。

すばらしいご講演の後、最終的に障害年金は何のためかという非常に重たいテーマでございました。恐らくそれはほかの生活保護も含めた、いろいろな諸手当も含めた、そうい

うものとの関係で、科学としての障害等級の追究だけにとどまらない、どういう議論ができるのか、これから楽しみにしたいと思います。

最初は、今ご紹介がありました、ソーシャルワーカーとして第一線で働き続けていらっしゃる荒川豊様に来ていただいて、今日のご講演いただきたいと思います。それではよろしく願いいたします。

**荒川** 長野県から参りました荒川と申します。よろしく願いいたします。この写真は私の職場からほど近いところの写真で、皆さんご存じないと思いますが、安曇野というところです。県外でこのようにお話しするときに会場の方から、この写真を見ると、ずっとこれを見ていたい。荒川、話さないでいいとよく言われます。ですが、長野県でこの写真を見せると、田んぼの苗の植え方が曲がっていると指摘されます。場所が変わると人の視点も変わると。とても勉強になります。

では改めまして、今日は「実践現場のソーシャルワーカーの立場から所得保障を考える～当事者の方々の声を中心に～」ということでお話しさせていただきます。改めまして、ソーシャルワーカーの荒川と申します。

自己紹介ですが、病院のソーシャルワーカーとグループホームの管理者、サービス管理責任者をやっています。言い忘れましたが、本シンポジウムからはちょっとお門違いな内容も多くなりますので、どうかご容赦ください。スライドの枚数が多いので、1.5倍速でお送りいたします。どうかよろしく願いします。

はじめにです。私たちのソーシャルワークの一つに経済的支援というものがあります。1つ目が障害年金などで収入を増やす支援、もう一つが医療費などの支出を減らす支援、この2つです。この両輪を駆使して、当事者の方の経済的安定を図るように日々努めています。

その経済的支援をするときに、実際、社会保障制度の申請の漏れが頻繁に見られます。この国の社会保障制度が複雑かつ自己申請、申請主義によるものだからでしょうか。そこで、当事者の方々に制度が届くように、現場で声かけの実践をしています。それが社会制度確認シートというもので、私の病院では主に入院される方を中心に、ソーシャルワーカーがご本人・ご家族と面談して、このシートで社会制度を洗います。利用中の制度を確認して、そして未活用、利用の可能性のある制度を説明、ご提案します。ドクターの血液検査と同じように、ソーシャルワーカーによる制度の点検作業を行っています。25年以上実践しています。当事者の方々からは、制度を知らなかった、今まで誰も教えてくれなかつ

たという声があります。制度自体や申請が複雑で難し過ぎるといった声、障害年金が請求できるとは思わなかった、そんな声もあります。いずれにしましても、当事者の方々に社会保障が届いていない現状が見て取れます。

さらに、医療と福祉サービスの自己負担は住民税課税世帯か否かによって大きく変わりますが、このシートでチェックをするときに、市県民税の未申告によって負担が増になっていることにワーカーが気づくのです。そこで所得の申告の支援をすることも多々あります。時には世帯分離なども行います。当事者の方々からは、申告の意味が分からない、全部複雑です、何だかよく分からないけれどありがとうございますという声もあります。

所得に見合った負担にするためには、この申告は極めて重要で、マイナカードで所得確認は容易になったといますが、結局、未申告ですと所得が反映されませんし、障害者にはマイナカードを作成されていない方々も大勢いらっしゃいます。というわけで、先ほど申し上げた2つのほかに申告の支援と、三輪の実践が今や必要になっています。

3番、障害年金の障害認定と現場の工夫です。風間先生から、精神・知的障害の障害年金の評価基準は日常生活能力の評価も主軸になってきているというお話もあったかと思えます。精神・知的障害の方々の認定は、申立書もありますが、たった1枚の診断書によって診査されます。さらに日本年金機構の診査時間は1件平均40秒とされています。

医療の現場では、診断書を作るドクターが短時間の診察で詳細な日常の実情を聞き取って診断書に書くことは困難だと思います。具体的な評価基準も、現場では曖昧に感じます。当事者の方々は障害状態が長年続いているので、生活のしづらさに気づかない、いわゆる常態化が見られまして、ドクターに生活のしづらさをうまく説明できません。毎日のことですから。家族もです。ですので、日常生活能力の言語化や可視化が必要になってきます。

そこで私は独自にヒアリングシートを作りました。日常生活能力を32項目に分類して聞き取ります。A4の紙、全8ページです。聴取時間は1時間、1時間半、2時間にわたります。生活のしづらさを例示しながら聴取することで、当事者の方々は、そうそう、そういうことが生活の支障か、障害が初めて理解できたということをおっしゃいます。このシートをドクターに提出しますと、その内容が診断書に反映してもらえます。実態に即した見立てが適正な認定になる、そんな工夫をしています。ここまでしないと、40秒には勝てないと私は思っています。

認定システムの提案です。例えば精神科の場合、受診されて自立支援医療の申請をされ、診断書を書いてお金を払う。6か月経って手帳の申請をして、診断書を書いてお金を払う。

1年6か月経って障害年金を申請して、診断書を書いてお金を払う。落ち着いてきて、障害者総合支援法のほうで医師の意見書。これは無料です。有期認定の場合、これがお一人の患者さんでぐるぐる回って来るわけです。当事者の方々は、また受診して診断書を依頼するのですか、診断書がまた必要なんですね、何回病院に行けばいいのですかとよくおっしゃいます。有期認定の障害はお金もかかって、労力、時間、受診の精神的負担などがかかっています。

ここで、障害者総合支援法の認定をご紹介します。これは医師の意見書と訪問調査があつて、さらにそれが審査会にかかって支援区分が出ますので、現状では丁寧な認定だと私は思っています。特徴は3障害一緒、意見書があつて調査して、認定が無料ということですが。ただし調査内容は賛否あり、障害者全体の方々から比べると一部の方に限られるという弱点もあります。

このせっきくの丁寧な認定が、障害年金や各種手帳の認定に直接リンクしていません。障害年金の診断書に、支援区分や手帳の等級を記載する欄はないです。福祉サービスの利用内容を書く欄はありますし、申立書には手帳の等級を書くところがありますが、診断書にはないです。精神の年金の等級は精神の手帳に等級が移行しますけれども、手帳の等級は年金に移行しない。手帳は都道府県が審査しているからかもしれませんが、一方通行です。各認定に認定機関と行政職員さんがたくさんいらっしゃいますので、お金もかかっているということになります。

風間先生の本には、巡回訪問して認定していた時代もあったとか、身体障害は手帳と障害年金の評価を兼ねることもあったということが書かれていますが、とてもいいと思ひまして、認定システムの一元化を私は提案したいと思ひます。当事者の方々の負担がなくなってくる。認定の重複という本当に縦割りの非効率性が是正される。小さな行政になることによって認定経費が削減される。ドクターが診断書をたくさん書かなくて済むという負担の軽減。私のヒアリングも不要になってきます。丁寧な認定を基軸にするという、この丁寧な認定というのは障害者総合支援法をそのまま使ったわけではなくて、同じような丁寧な認定をすれば稼得能力度も把握しやすいと思ひます。そして支援必要度に見合った給付が期待できます。当事者の方々の所得増につながる可能性があると思ひています。

ここで、障害年金と稼得の皆さんの声です。当事者の方々には、就労を始めていたのだけど、これによって障害年金は「止まりますか、」とおっしゃる方が大勢いらっしゃいます。就労することによって年金が止まるのであれば、就労にチャレンジしないという声も

あります。就労継続支援B型は月に1.5万円位です。年金と合わせて何とか生活していますとか、長時間は働けませんとか、調子のいいときなら働けますとか、短時間でも就労で再び社会とつながって、社会が広がったという声もあります。障害年金が就労の足かせになってはならないと私は本当に思います。

分配に関してです。生活保護と比べるのはナンセンスかもしれませんが、生活保護の場合、同じ年齢、同じ地域ならば、最低生活費がAさんとBさんでは一緒で、障害のある方には障害者加算がつきます。

年金案でいきますと、老齢基礎年金満額と障害基礎年金2級が今は同額だと思うのですが、老齢基礎年金も超高齢になっていければ稼働能力が下がってくるのであれですが、例えば65歳同士だとすれば、65歳で老齢基礎年金を満額頂きながら、自営業の方は自営の所得があったりしますけれども、障害基礎年金の方はそれと同額というところと厳しいと思います。私は2級でも加算なり手当なりがついたほうがいいのではないかと思います。なぜならば、障害者の方々に加算は必要だからです。その理由は割愛します。

もう一つは、社会保障のインクルーシブ的な考えです。老齢年金は今、国民の中で3.1人に1人が受給されていると言われていています。障害年金の方が増えたとして、国民53人に1人であって、年金全体から考えれば圧倒的多数が老齢年金の方で、障害年金の方はほんの一握りです。ちょっと言葉は悪いのですが、ガラガラポンといいますか、老齢年金も障害年金も皆さん同じ国民の年金として捉えて、障害のある方には加算なり手当なりがつけばいいのではないかと考えています。

この場をお借りし、分配方法の余談です。当事者の方々の声です。なぜそもそも年金は2か月に1回の支給ですかと。会社員は月に一度の給料なのに。計画的な使用が難しいですと。生活保護との併給はさらに難しいという声。そもそも年金だけでは生活ができないとおっしゃっています。

応益負担に関してです。風間先生の本に、障害福祉サービスが必要な障害者のほとんどが、自分が利用したサービスの費用を負担できるほどの収入がないと書かれています。実際、当事者の方々にお聞きすると、仮に所得が増えても、負担金が発生する福祉サービスは利用したくないとおっしゃいます。興味深い声です。理由は幾つか考えられますけれども、割愛します。現状では、今後も各制度の自己負担を軽減していく必要があると僕は思っています。ちょっと論点はずれてしまいますけれども。

終わりにです。政策へ提言中ということで、障害年金で家賃と入院費の支払いが困難と

いう声をたくさん聞きます。障害者の方々は低所得者が多いので、医療が必要でも医療費を気にして受診を控える方も大勢いらっしゃいます。特に入院は躊躇するということです。障害年金が急に増額される可能性は低い、そして引き続き受診を控える傾向にあるかと思えます。

そこで、イレギュラーといえる入院費を助成することがまず得策です。入院費の助成は障害者間格差・地域間格差がとても目立っています。今、家族の方と一緒に、医療費の助成を目指す任意団体を、2年目になります。長野県内で設立して、運営して、参画活動中です。長野県精神保健福祉士協会もこの会をサポートしています。全ての方々が適正な受療に結びつけばいいなと思っております。

すみません、宣伝です。共著ですが、中央法規から今月発売されておりますので、よろしく願いいたします。

ちょっと早口になりましたが、以上で私の発表は終わりにします。御清聴、ありがとうございました。

**後藤** 荒川豊様、どうもありがとうございました。非常に明解に、障害者に対する加算が必要であるということ、入院費の助成が必要であるということ、今ある制度の綻びを直しながら、ただ、これから改正するのであれば、よいものを用意してから綻びを直すという、その方向性が非常に明確に示されたと思います。ありがとうございました。

それでは、時間の関係もありますので、続けて行ってしまいます。経済学者であり、財政学、公共政策がご専門である安藤道人様、よろしく願いいたします。自己紹介も行いつつ、やってください。ここの目的はフロアの方たちからたくさん質問を得てディスカッションすることにありますので、ぜひメモを取りつつ、休憩時には質問用紙に質問をたくさん書いてください。よろしく願いします。それでは安藤さん、よろしく願いします。

**安藤** よろしく願いします。立教大学の安藤と申します。簡単に自己紹介から始めたいと思います。私は経済学部で経済学を教えているのですが、専門は社会保障や地方財政の統計分析や計量分析を専門にしています。ですので、研究としては個票データや自治体のデータ、国のデータを使って、社会保障とか地方財政の分野がどうなっているのかということ进行分析していくことが多いです。一方で制度的な関心もありますので、制度的・政策的な側面に着目した研究もしています。

分野としては、実は障害年金に関して研究したことはないです。ですので、今日の私の

立ち回りとしては、ほかの3人の方々は非常に細かいところも含めて専門家でありますので、私は自由に大き目のフレームで議論をしたいと考えております。

風間先生のご著書は大変読み応えがあって、私もすごく勉強させていただいたのですが、この本を私なりに読むとき、どうしたらいいかといろいろ考えていまして、統計分析が専門なので統計などを見る、あるいは、障害年金に関する統計分析をしている人も私の共同研究者にいますので、そういったものを読みながら、そういうものを紹介するのもいいかなとも思いました。ですが、いろいろ考えて、もう少しコンセプチュアルな、概念的な話も含めてお話しして、そこから風間先生の著書で分析されていること、あるいはその外側にはどういう領域があるのだろうかということも含めてお話ししようかと思ってスライドを用意しました。ですので、風間先生の本の中身に関して、内在的にぎちぎちと議論するというよりも、もう少しスコープを広げたらどのように見えるかという形でお話をしたいと思います。

ここにいらっしゃる方は、社会保障や年金などを仕事や研究でご専門にされている方も多いと思いますが、「認定」の問題を考えると、最初に重要な視点として整理しておくべきことは、普遍主義と選別主義だと私は考えています。皆さんもこのことに関してご意見がある人もいると思いますが、社会保障制度の中には、分配の基準を厳しくしている分野とそうでない分野という濃淡があって、普遍主義というのは、資産や所得にかかわらず全ての人、あるいはより多くの人に給付するという考え方です。一方で選別主義というのは、所得や資産、あるいは障害、そういった一定の基準で対象者を絞って、必要な人に給付するという考えを強く打ち出す、そういう社会保障の考え方です。

社会保障だけに限らず、私は教育分野の研究もしているのですが、教育も含めると義務教育などの分野は普遍主義的な要素が強いですし、最近であれば、保育の分野はもともと選別的な要素が強かったところが、徐々に普遍主義的な考えが制度的にも世の中の的にも浸透して変わっていきました。普遍的に制度をつくるのか、選別的につくるのかというのは、時代によって変わってくるものでもあるというのはいろいろな制度を見ていると分かることで、近年であれば、近年といってもここ20~30年のスパンですけれども、保育分野はその変動が大きい部分だと考えております。

医療保険や老齢年金も、もちろん対象者は定まっていますが、普遍主義的な傾向が強いです。老齢年金の場合はもちろん年齢で切っていますし、保険料を払っているという条件もありますが、たとえば、老齢年金をもらえる対象者を所得一定以下の人と区切っては

ないわけです。そういう意味では非常に普遍主義的なものです。また医療に関しては、病気になるにしても、あるいは日本の場合には「病気の心配がある」というレベルでも病院に行って先生にかかることができるという意味では、普遍主義的な要素が非常に強いと言えます。

比較的最近の制度としては、介護保険は、2000年にできたものですが、制度の哲学としては、それ以前からある介護保障制度と比べると普遍主義的な要素を強く打ち出したものだと私は考えております。もちろん年齢とか、あるいは要介護認定というものもありますから、誰が給付を受けるのかについては一定の基準はあるわけですが、グラデーションがあるとしたら、普遍主義的だけれども選別主義的な要素がある、というのが介護保険かと思っております。

一方で選別性が強い制度としては、生活保護とか、今回の風間先生のご著書の対象になっている障害年金、あるいは障害者のケアの制度があります。現物給付全般、たとえば障害者総合支援法も、より選別性の高い、つまり受給理由が何かしらのニーズや所得基準にのっとって、それに対して認定基準があるということで、選別的な要素も多いです。ですが、このグラデーションの中でも選別主義的傾向が強い制度として障害年金は位置づけられるかなと考えています。

次に、なぜ認定や選別が必要とされるのかという、そもそもの話です。なぜといっても当たり前ではないかと思うかもしれませんが、財政的な観点からいいますと、仮に無限に資源があれば、我々は特に何か認定や選別をする必要はないわけです。人数が多かろうが無限だろうが、文字通り幾らでも湧き出るような何かがあれば、そこから誰でも必要だったら取ってくればいい、調達すればいいということになるわけです。しかし、現実としてそうっていないので、認定や選別がある。

財政学にもいろいろなアプローチ、考え方がありますがけれども、例えば「出づるを量って入るを制する」という、支出ニーズに合うだけの収入を確保するという発想こそが財政学だという人もいれば、逆に「入るを量って出づるを制する」と、収入の範囲に支出をコントロールするというのが財政学だという人もいます。世間一般的な財政学のイメージとしては後者のほうが強く、だから福祉領域の人には嫌われるわけですが、前者、つまりニーズに見合うだけの収入をいかに確保するかということが財政学の本分だという方々もいらっしゃいます。そこはぜひ財政学のイメージを皆さんには変えていただきたいと思いますが、そういう要素もあるわけです。

いずれにしても、現実問題として認定や選別があるといったときに、財政的な背景としてあるのは、とりわけ国、例えば財務省や厚労省は、彼らの政治イデオロギーや政治哲学の観点よりも前に、実務としてどうしても収入の範囲に支出をコントロールしなければいけないところがあり、その中で認定をどうする、選別をどうするという話が出てきます。そういう意味では、認定や選別は、ニーズ評価、つまり必要な人に適切にきちんと何かを提供するという側面と、財政を管理するという側面があります。そして、実務としてはどうしてもこの2番目も出てきてしまうので、その緊張関係の中にあるのが認定制度だと私は考えています。

そういった中で風間先生の本は何に注目しているかという、まさに認定基準の変遷、どのように変わってきたのかを詳細に分析されているわけです。先生の講演などで十分議論されていますのでここで繰り返はしませんが、認定基準の性質がどう変遷したのかに着目して議論をされています。

一方で、社会全体を見たときにそういった議論はどのように位置づけられるのか、あるいは、財政学などの分野でどう位置づけられるのかを私なりに整理したのが次の資料です。風間先生がフォーカスされている部分は、特に認定と選別のあり方を非常に詳細に議論されていて、その中で背景として何があるのかを含めて議論されていると私は読みました。

一方で、社会科学のほかの分野、例えば経済学ではどういうところに注目する傾向があるのか、あるいは政治学ではどういうところに注目するところが多いのかを考えると、我々経済学者、とくに実証研究をする経済学者は「問い2」の部分に着目する傾向があります。つまり、どういう認定や選別の仕方だったら、その先の給付水準や生活水準、あるいは障害の考え方がどう変わっていくかということに着目する人が多いですし、一方で政治学や社会政策の研究者、あるいは社会学者もそうかもしれませんが、社会や経済、財政の状況が変わったら、認定や選別はどう変わっていくのだろうか、という「問い1」に着目する人が多いということです。

もっと大きな視点で、これらの全体のあり方がどうなっていて、どう変わっているのかという視点も重要だと思います。もちろんこれらの問いはどれも大事で、いろいろな方がそれぞれ取り組んでいらっしゃるにはあるのですが、私が見た感じだと、障害年金に関する議論、特に認定基準の話に関しては、風間先生と同じような視点で詳しく議論している方が多くて、あとは「問い1」に着目されている方もいらっしゃるのですが、「問い2」はあまりいないと感じます。「問い3」、「問い4」のような大きなパースペクティブの中

で障害年金の認定や選別をどう考えたらいいかという議論もそれほど多くはないかなと思います。これは私自身の責任でも、経済学者としての責任でもあるかもしれませんが、「問い2」や、それを含めた全体のあり方を社会的に議論するところまではまだまだ到達していないというのが、障害年金をめぐる議論かなと感じています。

風間先生の著書を踏まえて、さらに大きな問いを見ながらこの分野を発展させ、さらによりよい制度づくりへの機運をつくっていくにはどうしたらいいのか。ここからは問いだけですが、結果としての認定基準が一体どのようにできてきたのかということに関して、我々はどう考えたらいいのでしょうか。今後、いい制度をつくっていききたいとか、このようにすべきだという議論は既にありましたけれども、そのときに、それを担保するような社会的な圧力、それは当事者の運動も含めてですけれども、あるいは専門家がどう考えるのか、官僚や政治家がどう考えるのかということもあります。それらも含めて我々は考えていかなければいけないという点で、この「問い1」を考えることは非常に重要だと思います。

一方、「問い2」というのは、認定基準を変更していったときに、世の中はどう変わるのかということです。これに関しては、これまでそんなに大きな制度的変動がなかったら、それを検証することもできないので、なかなか研究がないというのは仕方ないところもあると思います。しかし、ほかの国の例や、これまでの日本の歴史を見て、制度がこう変わってきたことによって、このように社会が変わってきた、障害者の生活がこう変わってきたということを、より理解を深めていかなければならないと考えております。これに対しても皆さんがどのように考えているのか、私としては非常に興味があります。

「問い3」は全体に関してですが、社会が動く、あるいは制度が変わっていくときに重要になってくるのは、どのように財源を調達するのかということです。どのぐらい世の中にニーズがあるかを考えて、それに対して、どのように世論形成や、あるいは専門家や政治家の説得かもしれませんが、そういったことを進めていくのか。さらに具体的に、もう既に今日も提案がありましたけれども、認定基準をつくっていくときにはどうしたらいいのか、どう運営していったらいいのかということが大事になってきます。

障害年金の基準は非常に歴史もある分、たいへん複雑で、私も要介護認定や障害支援区分はある程度イメージはつくのですが、障害年金は、恥ずかしながら何度見ても頭に入らない。これは難しいというのが実感としてあり、この難しさ自体も、世の中で議論が深まらない、広まらないことの一つの背景にあると思います。比較的新しい制度では、ほかの

認定基準があるのでそれをどう参考にしていったらいいのかということも非常に重要だし、そういった作業の中で、ニーズというものをきちんと議論して、そのために財源調達をしていくという議論が必要だと思いました。

「問い4」は皆さんの手元の資料にはないのですが、私が後で付け加えたものです。障害年金を日本の所得保障全体の中でどう位置づけていくのかという議論もあると思います。もちろん、制度をガラガラポンすることはできませんから、今あるものから少しずつ組み替えていくことしか実際にはできないわけですが、その中で何かしらのビジョンを持って、所得保障政策はこういう方向に近づけていかなければいけないし、その中で障害年金はどのように位置づけていかなければいけないし、そのために今のこの複雑怪奇な制度をこういう方向に改革していくのが大事だという、そういうビジョンを少しでも共有できるようにするためには、一体どういうところから出発したらいいのでしょうか。そういったことに関して、もちろん今日この場で答えが出るようなものではないと思いますが、少しでもヒントを出し合いながら、この先、議論を深めていけたらいいなと考えております。以上になります。

**後藤** 安藤様、力強いお言葉をありがとうございます。経済学者たちを動かすのは市民である、我々である、もっと動かしてくれということをお本音の中で言ってくださっているのだらうと思います。最終的に収入をどうするかという問題は、本当に障害者にニーズがあり、そこにリーズナブルな理由があるのだとしたら、しっかり収入はついてくるはずで、だから、その自信を持って、私たちはきちんと障害者に対して、手当、年金、そういうニーズに応える必要があると、そうすることに利があるということをおっしゃっていただければならないということだらうと思います。大島先生、一言コメントをお願いいたします。

**大島** 安藤さん、どうもありがとうございます。先ほど事前の打合せでも伺ったことですが、タイトルに示されている、風間さんのお本に対する射程と残された問いという部分がとても安藤さんらしい問いだと思うのですが、その残された問いの部分で、シンポジウムのテーマである「分配のあり方と基準設定」ということでいうと、恐らく複数あると思いますが、どんな論点が出てくるのか、2~3例を挙げていただけるとありがたいと思います。

**安藤** 大変難しいというか、ぱっと答えが出るようなことではないと思うのですが、私自身が思っているのは、現場のニーズなどで、ある程度、解とまでは行かないけれども、

それこそ荒川さんがおっしゃったようないろいろな問題があつて、それで独自のシートも作られて、そして認定としても、よりよいものとして総合支援法のほうがよいのではないかという意見もあるわけですね。ですので、先ほど言ったように、ガラガラポンはできないまでも、今あるものを少しずつそちらに近づけていくと方向性はあるのかもしれませんが。それこそ後藤先生がおっしゃったように、「ここに利がある」ということをきちんと踏まえた上で制度として変更していくときに、こういうものがあるだろう、と。そのときに、例えば官公庁や政治家を説得するときに、制度変更したら実際にどう障害者の生活は変わっていくとか、あるいは、制度変更するときに、少なくとも1年目、2年目、3年目にはお金がどのぐらいかかるという計算をするための手がかりが必要だとか、そういう話を順序立ててやっていくこと、そういうことが必要かなと考えています。

**大島** 枠組みを大きくしたり小さくしたりという話も含まれていると。積み上げていくということですね。

**安藤** それこそ後藤先生おっしゃったように、例えば利のあるやり方で考えて設計していったらおのずと、大きくなるのであれば大きくなるでしょうし、そこはどちらかという二の次かなと私は思っています。先ほど、財政学の考え方は2つあると言いましたけれども、ニーズに基づく収入を確保する、と。もちろん収入の確保の仕方はいろいろあるでしょうけれども。ただ、支出ニーズがどのぐらいあるかをきちんと利に基づいて測っていく、そのために認定基準を変えていくというのが非常に大事な一歩かなと思います。

**大島** 関連してもう一つですが、問い4のところで所得保障の中での位置づけということがありますがけれども、所得保障の中では年金のほかにとっても重要なものとして障害者雇用があると思います。このテーマは恐らく稼得能力の問題と絡んで整理がとても重要だと思いますが、稼得能力との関係で所得保障をどのようにしていったらいいのか、就労所得をどのように位置づけていったらいいのか、その辺についてどのように考えていらっしゃるか、ご説明いただけますか。

**安藤** その点に関してはあまり専門的知識がないので踏み込んで議論したくないというのが個人的な本音ではあります。ただ、そこで難しいと思うのは、ニーズを測るといったときにいろいろな基準があるわけです。ですので、そこはコンセプチュアルに稼得能力はどうかとか、あるいは、それを考慮したら、給付するときに市場でもらえる分と年金の部分とをどう調整していくかという議論よりも先に、荒川さんがおっしゃったように、現場で何がどう思われているか、そこを積み上げて議論していくことが重要かなというのが

私の立場です。よく分からないですが、概念から入るよりは積み上げていくという発想が必要かなと思っています。

**後藤** ありがとうございます。科学というのは下手に議論を閉じない、オープンにしておくということが非常に重要なのだらうと思います。

それでは引き続き永野仁美様にご講演をお願いいたします。上智大学法学部の教授で、日仏の比較研究等をされていらっしゃいます。よろしくをお願いいたします。

**永野** 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました、上智大学法学部で社会保障法を担当しております永野です。初めに自己紹介的なことをいたしますと、私は日本とフランスの障害者政策の研究をしております。その一環で障害年金についても研究しておりますが、本日はその関係でパネリストとして呼んでいただきまして、大変ありがとうございます。

風間さんの今回の受賞されたご著書は、立法資料、行政資料を丹念に調査して、その研究の成果をまとめられたものです。本来であれば、そういった立法資料を見る、行政資料を見るといったことは法学者が取り組まなければならないものです。その点で、自分自身が研究をサボっていたということで大変反省するところがあったわけですが、本日はそのご著書を受けまして、現在の障害年金制度においてどのような課題が生じているのかに関しまして、とりわけ障害要件の観点から発言をさせていただけたらと思います。

まず、大島委員長より最初に紹介がありましたけれども、今年2025年は年金改革の年でした。障害年金についても何らかの見直しがなされるのではないかと私自身は期待もしていたのですが、残念ながら障害年金制度に関する見直しは行われず、老齢年金、遺族年金についての改革が行われたにとどまりました。ただ、衆議院・参議院の各厚生労働委員会によって次のような附帯決議がなされることとなりました。即ち、障害年金の判定に際して透明性に欠けるという問題が生じているので、透明性を確保するための検討を行うこと、そしてとりわけ精神の障害に関して、就労していても2級の可能性があるか、これをしっかりと検討した上で等級判定をすること、機能障害のみならず日常生活の状況等を把握した上で障害等級の認定を行うこと、このような認定に際する注意事項という形の附帯決議がつけられました。

このような附帯決議がなされたことについては、障害年金に関連して生じている問題の解決のために一定の意義があろうと思います。ただ、そもそも障害年金制度における障害要件そのものが抱えている問題が大きいのではないか。このような、小手先という言葉

が悪いかもしれませんが、運用上の問題として解決するのではなく、そもそもこの制度を見直していく必要もあるのではないかという気持ちもしております。そのような観点も加えまして、以下の報告をさせていただきます。

風間さんのご著書では、1959年の国民年金法までの障害等級のあり方が特に研究されていたかと思えます。今日お聞きになっている方の中には、その後はと思われた方もいらっしゃるのではないかと思います。風間さんのご著書の中で取り扱われているのが1959年の国民年金法までということには理由があります。こちらが1959年の国民年金法が定めた障害等級表ですが、その後、とりわけ1966年以降、この等級表は大きく変わっていません。こちらが現在の国民年金法施行令が定めている等級表です。黄色に示しているところが変わっているところですが、まず視覚障害がより詳細になっているということを指摘できます。聴覚障害についても、障害の程度が90デシベル以上だったのが100デシベル以上となって若干変わっていると言えます。そのほか、真ん中の辺りは変わっておらず、後ろの9号以下に黄色の部分が加わっているのですが、この9号以下の黄色の部分は1966年までに加えられたものです。

障害等級表が、どのように変わっていったのかといいますと、1959年の国民年金法では、障害年金は、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の廃疾の状態になった場合に支給されるものと考えられました。ただ、制度制定当初は、その障害の範囲から内科的疾患に基づく身体障害と精神障害は除かれました。なぜかという、これらの障害の程度や治癒・症状固定時期の認定は極めて困難であることを理由として、こうした疾病について障害年金の支給対象に含めることを実際に検討する時期は、国民皆保険が完成したもっと後になってからとするのが妥当だと指摘されたからです。

ただ、その後、比較的早い段階で、1964年には内部障害の一部、すなわち、結核性の疾患、それ以外の呼吸器系の機能障害と、精神障害の一部が支給の対象となる障害の範囲に加えられました。さらに、1965年に全ての精神障害が支給の対象とされ、1966年には全ての傷病が支給の対象とされることとなりました。これによって、先ほどの表の9から11号のところに加えられたことになるわけですが、この後ろの部分が加えられたのは1966年です。そして、視覚障害、聴覚障害のところは少し変更はありますが、基本的には1966年からあまり変わっていないのが障害等級表だと言えます。

また、身体障害の外部障害の部分ですが、ここは白地のままですから全く変わっていないということになります。そして、外部障害につきましては、日常生活に対する制限を具

体的に認定することはせずに、機能障害の程度によって障害の程度を測りますということとして、障害等級表に掲載された機能障害の状態にありさえすれば、特に日常生活に対する制限があるか、あるいは稼得能力に対する制限があるか、こういったことは見ずに障害年金を支給しますということにしています。その状況が現在まで継続しているのが障害認定の現状だと言うことができます。

1966年からそれほど変わっていないところに一つ特徴があるわけですが、もう一つ指摘しておかなければならないと思うのが、この1966年の段階で最も念頭に置かれていた障害は身体障害だったということです。そもそも、先ほどの風間さんのご報告にもありましたが、障害に関する所得保障の制度は軍人を対象とする給付から始まっていることもあり、念頭に置かれていたのは身体障害だったと指摘することができるのではないかと思います。

しかしながら、その後、時代は大きく変わります。いきなり60年ぐらいジャンプしてしまいますが、現在の障害年金制度において一体どのような人たちが障害年金の申請をしているのかといいますと、障害年金の新規裁定の約7割は精神・知的障害という状況になっています。1960年代に精神・知的障害は障害年金の対象にはされましたが、あくまでもこれらは周辺的なものであったと捉えられます。しかし、周辺的なものであると考えられていたものが、現在は中心を占めるようになってきている。そうした中で、本来であればしっかりとした議論が行わなければならないにもかかわらず、何となくその議論を置き去りにしてきて、それによって現在、障害年金の仕組みに大きな問題が発生しているのではないかと思います。

そもそも、障害年金の申請をする人の特徴に変化が見られるわけですが、併せて障害者を取り巻く社会的な環境、法的な環境も、この間、大きく変わっています。1959年の障害等級表は、「機能障害が重いこと」＝「日常生活への制限があること」＝「就労所得を得ることができない」とこの3つをイコールでつないでいました。機能障害が重ければ働けずに就労所得を得られないので、障害年金を支給するという形で所得保障を行いますと、そのようになっていたのではないかと思います。

しかし、それから年月が経ち、現在では機能障害が重いからといって必ずしも働けないとは限らないという状況になっております。産業構造も大きく変化しましたし、障害を補う技術の進展、障害者雇用促進法をはじめとする法整備もありました。これらにより、障害者の就労可能性は大きく伸びています。さらには障害の捉え方も、機能障害で障害を捉える医学モデルから、機能障害と社会的障壁の双方によって障害を捉える社会モデルへと

変わっていきました。現在の障害年金の仕組みは、このような障害者を取り巻く環境の変化にも対応し切れていないのではないかとと思われるところがございます。

そうした障害年金をめぐるまはては、今年の春に大きな問題提起がなされました。それが冒頭で触れた衆議院・参議院の各厚生労働委員会による附帯決議につながったわけですが、共同通信がこの春に指摘したかったことは、——年金機構のトップが代わったからではないかと、あおるような記事の内容にもなっていますが——、障害年金の判定が不透明である、そこに尽きるのではないかと思います。そしてこの問題の根底を突き詰めますと、現在の障害年金の支給の仕方に関する議論が十分には行われていないことが大きな問題なのではないかと思います。

ですので、議論をしていかなければいけない状況にあるわけですが、議論を行うに当たって何がきっかけになるのか。先ほど荒川さんより現場からの声が上がってまいりました。もちろん現場からの声は非常に大事です。それに加えて、日本は非常に外圧に弱い国でもありますから、障害者権利委員会から指摘をされると、それは取り組まなければいけないということになってきますので、それも大事なのではないかと思います。

日本は障害者権利委員会から2022年に総括所見を受け取っていますが、そこで障害年金に関連してどのようなことが指摘されたのかといいますと、まず、法令等において医学モデルが永続し、機能障害や能力評価に基づく障害認定、手帳制度が存続していることで、より集中的な支援を必要としている人や知的・精神障害の方たちが、障害者を対象とする給付や社会的包摂のための仕組みから排除されているのではないかと、そのような指摘がありました。そして、このような懸念事項に対して障害者権利委員会は、障害認定の仕組み、手帳の仕組みもそうですが、そういったものから障害の医学モデルの要素を排除して、全ての障害者が機能障害にかかわらず社会における平等な機会、社会に包摂され参加するために必要な支援を地域社会で享受できるように法令を見直すことが必要ですと、勧告しました。このような指摘を日本は権利委員会から受けとったわけです。

それでは、これからの障害年金の仕組みはどうあるべきか。実際に認定の具体的な仕組みを提示するのは難しいので、そこまではできないのですが、一定の考える方向性を提示できたらと思います。

まず、障害者権利委員会が指摘するように、これからの障害年金における認定の仕組みは、医学モデルから社会モデルへと移っていくことが望まれると思われます。医学モデルをとっておりますと次のような弊害が生じ得ます。どのような弊害が生じ得るのかという

と、所得保障を必要としている人に所得保障の給付が届かない可能性があるという弊害です。現在、身体障害のある方は年金を支給されやすいわけですが、精神・知的障害のある方たちには年金が届きにくいという問題がまさに発生しております。これを見直していくためには、実際に障害者が社会の中でどのような状況に置かれているのか、それをしっかりと見る社会モデルを採用していくことが大事になってくると思われます。とりわけ現在の障害年金の認定の仕組みは、身体の方はもらいやすいのに対して知的・精神の方はもらいにくいという、障害者間での不公正な状況も発生させています。こういったところも見直していく必要があるのではないかと思います。

それでは、社会モデルに基づいて障害年金の支給の対象を見るときにどのようなことを踏まえる必要があるのかといいますと、まず現在の仕組みは、機能障害があれば日常生活への制限もあって、きっと稼得活動への制限もあるだろうという推定に基づいた仕組みになっているわけです。社会モデルに立ちますと、機能障害だけ見たときには障害の程度が軽い方が、障害をより重く判定されるケースがでてきます。また、逆に、機能障害の程度は重いけれども、社会的障壁を補うものの存在によって、実際に障害の状態に置かれる状況はあまり深刻ではないというケースもでてきます。社会モデルに立ちますと、今までは障害が重く思われていた方が、逆に障害が軽くとみなされる可能性もあるわけですが、そういった可能性についてもしっかりと見ていく必要があるのではないかと考えています。

ですので、私自身は、障害年金は障害と社会的障壁の双方によって稼得活動への制限が生じている人に支給されるべきで、もし障害者雇用促進法の存在や新しい障害を補う技術によって就労に困難がないということであれば、そういった方々については障害年金の支給の対象から外してもいいのではないかとまで考えています。

しかしながら、障害の問題はそう簡単にはいかないところがございまして。今私が考えている案は、あくまでも障害年金を障害ゆえの稼得活動への制限に対する保障だと捉えたときの話ということになります。政府は、現在の障害年金については、障害ゆえの稼得活動への制限のための仕組みだと説明してきているのですが、実際に現在の障害年金がどのような機能を併せ持つようになってきているかということ、障害ゆえに障害のある方が追加的な費用を負担しなければいけないことがあるわけですが、そういった追加的な費用を保障する機能も現在の障害年金の仕組みは持つようになってきています。ですから、この部分を見捨てるわけにはいかないだろうということで、この議論は非常に難しいものになってしまっているのではないかと思います。

私自身は、障害ゆえの稼得活動への制限の保障を障害年金で行い、障害ゆえの追加的費用の保障は、現在あまり活用されているとは言い難い特別障害者手当の仕組みで対応することが望ましいのではないかと考えています。そして、さらに、追加的費用の保障については、障害福祉サービスの自己負担の軽減、先ほど荒川さんの報告で医療費の負担の話もありましたけれども、医療費の負担の軽減、そういった他の制度の活用も踏まえつつ調整を行い、障害年金については、その目的を稼得活動への制限の保障に集中させることが望ましいのではないかと考えています。

ただ、実際に現在障害年金が有している機能を特別障害者手当のほうに本当に移すことができるのかなど難しい課題もありますので、理論的にすっきりと説明できることを、現在の既にある制度を活用しつつ実現していくことはなかなか難しかったりもいたします。ですので、最終的にはどうしたらよいのでしょうかと私自身も悩むところではあるのですが、こういったことについてしっかりと議論していくことがまずは大事ではないかと思っています。そして障害年金の議論は、障害年金の中だけにとどまらず、他の障害に関連する制度との関係にも留意しながら議論していくことが求められるのではないかと思います。

時間をオーバーして申し訳なかったのですが、以上を私からの報告とさせていただきます。

**後藤** 永野先生、どうもありがとうございました。働くことは、今はまだ市場において稼得することしか我々は普段考えていませんが、そもそも何が仕事になるのか、何に対して我々は価値を認めるのか、そういうことの議論も広げていくなれば、とても面白い話ができるのではないかと思います。

**大島** ご報告をありがとうございました。最後に示していただいている、これからの障害年金というスライドがとても重要だと思うのですが、このスライドは先生のお考えももちろんおっしゃっていただいていると思うのですが、先生のご研究のフランスやヨーロッパの国々の取組がこうなっている、そういう裏づけの下でのご発言と理解したのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

**永野** ヨーロッパの仕組みもすっきりと理論的に全てが整っているわけではないのですが、例えばフランスにおきましては、最低所得保障の給付なのか、それとも障害ゆえに発生する特別な費用を保障するための給付なのか、その役割分担は意識されていますので、そういったフランスにおける議論も前提にしてこのように考えております。

**大島** 基本的には障害ゆえの稼得能力の制限、そういうところで評価していく、社会モデルといってもその部分が基準としては重要だという理解でよろしいですか。最低生活を保障するということは除いて。

**永野** 年金あるいは障害者のための所得保障の給付においては、就労との関係は常に意識されていて、そこの関係を見捨てて給付の対象を絞るということはしていないと思います。

**大島** 恐らく全体の議論にとって重要だと思うのですが、無拋出の年金の問題があるわけですね。その場合、働きたい人もたくさんいるわけですので、それをどのように稼得能力とつなげられるかという部分が気になるのですが、今のご説明ですと最低限の生活を保障する部分は、ヨーロッパでは年金とは別に出るということですね。一方で、障害者就労でも働きたいという人が当然出てくるわけですが、稼得能力の制限を受けている状態で働こうとしている人たちは、今、無拋出年金を受けている人たちがいますが、そういう人たちに対してどのように就労に結びつけるような仕組みをつくっているのか、そこを少しご説明いただけるとありがたいです。

**永野** 私はフランスを研究の対象にしているのですが、フランスでは、日本における無拋出制の障害基礎年金に当たる給付は、税財源で支給がなされています。この給付は、税財源ということもあり、収入があるとその分減額されてしまう、そういう性質を有するものですが、日本でいうところの就労継続支援B型事業所で働いているような方については就労に困難がある人たちということで、そのような場所で働いていることを理由に給付が切られてしまうことはありませんということになっています。福祉的就労で働いている方は、福祉的就労の場で得る収入と最低所得保障給付である成人障害者手当、この2つを両方とももらうことで最低生活を維持する、そういう形になっております。

**大島** B型事業所で働いた収入に関して何か一定の配慮というのはありますか。

**永野** もちろん一部分、それが収入認定されますが、全額が収入認定されることにはなっていません。また、減額の始まる基準が結構高く設定されていますので、あまり減額の対象になる人はいないという形になっています。

**大島** ありがとうございます。また後で議論させていただきます。

**後藤** 荒川様から、2時間にわたるヒアリングシート、もしそういうものがあれば障害者の人たちのニーズがもっと出てくるのではないかと、そういうお話をいただきました。安藤先生からは、財政学者たちも最初から財政を理由に障害者手当や年金を狭めたいわけで

はない、分かっていないのだろうと。だからもっともっと、障害者の人たちが日々何と戦って、我々とは違うどんな価値を生み出しているのか、そんな議論も必要だろうと思います。永野先生も非常に気を遣いながら、今ある制度の中で何とか慣れてきている人たちのライフを損ねることなく、だけれども私たちがもっとポジティブに、今漏れてしまっている人たちをきちんとフォローアップしていくためにどんな制度やバックグラウンドになる価値観や理論をつくっていくか、そういう試みの一つを果敢に提示して下さったのだと思います。

ということで、難しい問題にそれぞれ言葉を選びつつ、大島先生も含めて、風間先生はもちろんのこと、お話しいただきましたので、ぜひ皆様もご自身の経験やご自身の普段の立ち位置から疑問に思うこと、あるいはここで言っておきたいこと、そんなことをぜひ書いていただければと思います。

というわけで、少し時間が延びましたので、休憩時間を15分確保しつつ、それでは総会司会のほうでよろしく願いいたします。

#### － 休憩 －

**大島** それでは、後半のディスカッションに移りたいと思います。最初は、風間さんにも登壇していただいていますので、指定発言のような形で、お三方のパネリストに対して質問やコメントをしていただければと思います。風間さんからよろしくお願いします。

**風間** シンポジストの皆様、ありがとうございました。順番にお話を伺っていきたいと思います。

まず荒川さんのご発表ですが、ヒアリングシートの取り組みは非常に素晴らしいと思いました。障害認定の仕組みを変えるような方向性があるならば、現場で実際にどのようなことが行われているかということから、それを基盤として検討されるべきではないかと、ご発表を聞いていて思いました。

それとの絡みでもあるのですが、荒川さんに1点質問があります。先ほども少しお話をしたかと思うのですが、現場のワーカーの方は、そういったいわば実践知をためていらっしゃるわけですね。そういったものをどのように制度改革に還元したらいいのか、私自身が悩んでいるところがあります。それについても何かアドバイスがあれば、お願いできればと思います。

**荒川** 現場のソーシャルワーカーの実践値を制度改革に、ですか。難しいですね。私、現場しかやっていないですから。現場のソーシャルワーカーをそういった場にたくさん呼んで、困り事でも聞いていただければ、いろいろ意見は出てくると思います。障害年金に関しては、今、社労士の先生方が相当やっていらっしゃると思いますので、社労士の先生方のご意見も含めて、現場のソーシャルワーカーの意見もそうですが、そういった当事者に近い人を呼んで会議を一緒にやっていただければ、いい案が出てくると思います。

**風間** 実際の改正においては、そういったご意見や当事者の方たちのご意見などもきちんと含みながら議論していくべきだと、ご意見を聞いてますますそのように強く思いました。ありがとうございました。

**大島** 県の精神保健福祉士協会などに所属されて、そういうところから全国に発信していく。シートなどの活用とか、活用した結果の課題とか、そういうものを、協会を使って行うことはこれまでもなさっているのではないですか。

**荒川** 私は長野県精神保健福祉士協会の副会長ですが、私のこのヒアリングシートは、県協会を使って全国へ発表したことはないですし、県協会の中でも発表したことはないですが、日本精神科病院協会の大会では発表しました。そうしたらドクターから、それは障害年金だけでなくほかにも全部使えるねというお言葉はいただきました。

**風間** 次は安藤さんのご発表ですが、お話しされていたように、障害年金の話は、福祉の現場や社会福祉学を研究している人、あとは社労士さんですね。そういった割と現場に近いところからなされることが今まで多かったかと思います。今回の安藤さんのご発表を聞いていて、もっと多様な視点で多角的に検討し学んでいく必要があると改めて思い知らされるような発表でございました。

1点、私から質問があるのですが、恐らく今回のフロアにいらっしゃる方は福祉分野の関係者が多いと思うのですが、経済学もしくは財政学の観点から障害者年金はどのように見えていますか。それをお伺いしたいと思います。

**安藤** 私が代表するわけではないですが、私の知る限りでは、基本的にあまり研究されていないです。それはいわゆる主流派経済学と言われるような、あるいは計量分析・実証分析をしている分野であってもそうですし、もう少し制度研究寄りの分野でも、全くしていないわけではないと思いますが、あまり研究されていません。隣接分野の方々に一部されている方はいらっしゃいますし、年金や生活保護の研究者グループで障害年金を専門にされている方もいらっしゃいますが、そういう一部を除くと、経済学の学会の議論で障

害年金というのはあまりないと思います。

国際的に見ても、その領域で中心になっているのは、シックネスペイメント（傷病手当）ディスアビリティインシュアランス（障害保険）などが労働供給に与える影響というような形で、失業保険や障害保険のフレームの中で研究されていることの私の知る限りでは一番多いと思います。特に日本の障害年金というのは、経済学や財政学で盛んに研究されていることはないとは私は理解していますが、後藤先生はいかがでしょうか。もう一人経済学者がいらっしゃいますので。

**後藤** 年金改革が1980年代に行われたとき、経済学者が透明化せよということを盛んに言い出しました。その透明化は、例えば原発認定もそうですし、水俣病の認定もそうですが、抛出していないと給付を対応づけられないという価値観の下で透明化してしまうと恐ろしいことになりかねないということを我々は歴史的に知っているのです。その意味で安藤先生は、今日は非常に言葉を謹んで言ってくださったのは誠実であると私は感じております。

**風間** すごくクリアになった感じがあります。その辺りを踏み越えて、学際的な研究が今後ますます重要になってくるなど、お話を伺って思わせられました。ありがとうございました。

最後になりますが、永野さんのご発表について、国際的な視野にも富んでいて、重要なお指摘がなされていたかと思えます。その中にとっても重要な部分で、障害年金を医学モデルから社会モデルへ移していくというお話があったかと思えます。これに関しまして、お聞きしたいのですが、例えば福祉サービスについての社会モデルは何となくイメージしやすいのですが、所得保障においては社会モデルをどのように捉えたらいいのか、難しい部分があるかと思えますので、補足的にご説明いただければありがたく思えます。

**永野** ご質問をありがとうございます。所得保障の部分で社会モデルを取るものの難しさは私自身も感じています。ただ、社会モデルを所得保障の場面でとりますと、恐らく実際に十分に働いている方は、社会的障壁が働くという場面において、生じていないということになるのではないかと思います。ですので、私は本日の報告の中で、社会モデルをとることによって障害が重く表れる方もいれば、軽く表れる方もいて、軽くなってしまう方については、実現するかどうかは置いておいて、場合によっては障害年金の必要性はない、そういうことにもなってきた話である、その覚悟も必要だと考えています。所得保障の場面での社会的障壁は働くことにおける障壁だと思っていますので、社会の中におい

て働くことに困難があるのかどうか。実際の社会において、もう既に働くことに困難がないという状況になっていれば、その方は、機能障害はあるかもしれないけれども、働くという点において社会的障壁は取り払われている、そういう状況も想定できると考えています。

**風間** 抽象的なことを具体的なレベルまで落としてご説明いただいて、フロアの理解も深まったと思います。ありがとうございました。

**大島** ありがとうございました。風間さんからこのシンポジウムに期待することというところで、最後に示された「基準の管理から分配の議論へ」という、このスライドが資料にあるかと思います。これに対して何かパネリストの皆さん方からコメントなどございますか。これまでの基準の管理の中で一番課題になっているのは、稼得能力の評価を途中で放棄して代わりに把握可能なものに置き換えていった、そういうご指摘で、そこの部分にもう少しアプローチが必要ではないかというご指摘だったと理解しました。風間さん、そういう整理でよろしいですか。

**風間** 現行の制度上は稼得能力の補填が目標となっているので、制度の目的と合わせるならばそのようにするべきだというのが、私がやっていた議論になってくるかと思えます。もしそうではない、稼得能力以外の何かがあるとするのであれば、それはそれでまた別途検討して、それに合わせて基準をつくっていくべきではないかと考えています。

現行制度の大きな問題は基準から考えているところだと考えています。本来だったら、制度の対象となるかならないか、その境目を測定するために基準があるはずなのに、基準をまず考えてから、それに合う合わないという話が始まっているところが問題ではないかと思っています。もともと制度の対象にするかしないかという、その線引きにおいても、制度の目的が何かということが明確でないといけないはずですが、どうも障害年金に関しては全てが曖昧になっていて、ただ障害年金の認定基準が問題で、認定基準を正せば全てが解決するという感じで進んでいっていることが非常に危なげだなと思っております。

**安藤** 話を聞きながら、昨日、自分の弟からもらったLINEメッセージを思い出しました。地域は伏せるのですが、小学生の子供の成績表が送られてきたという話で、それをスクリーンショットで、写真で送ってくれたのですが、私の地域と全く違って、小2の子供ですが、評価項目のところに「勤労奉仕」とか「公德心」と書いてありました。もしかしたら普通かもしれないのですが、私は結構ショックで、小2の子の成績表のところに「勤労奉仕」みたいな評価欄があって、すごいなと思いました。

教育分野の人がどう考えているか分かりませんが、「勤労奉仕」というのが小学校2年生の成績表に載っていて、それを先生が評価して生徒に渡すというのをおかしいと思います。そのおかしいというのを、本来であればきちんと理論化して実証的に検証して、なぜ「勤労奉仕」なんていうものが成績表に入り、そしてそれが今の時代にまで残っているのかを検証して、これは社会科学的におかしい、学問的におかしいということをきちんと見せるということがすごく大事だと思います。風間さんの本の一つの功績というのは、いわば、こういったことを、年金の認定基準の領域で検証された、ということだと思います。

ですので、風間先生は非常に禁欲的におっしゃっていますが、私としてはこの本が、今の制度のおかしさを理論的に、あるいは実証的に、学問的に、きちんと国なり官僚なりに、官僚には官僚の法の理論がありますから、彼らに太刀打ちできる形できちんと学問的に示す武器になるのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。どのように武器として使えるかを教えていただきたいです。

**風間** そんな大層に評価していただいて、震えるような気持ちですが、そこまでの気持ちで書いたというよりも、レファレンスブックのような感じで使っていただけたらうれしいなというのが一つありました。障害者の所得保障自体、研究の中で取り上げられることが少ない領域です。けれども重要で、それは人権に密接な関係があるからです。障害者に対する所得保障が行われていないというのは完全なる権利侵害で、それは絶対にどうにかするべき問題であるはずです。それなのに、なかなかその分野での研究が進んでいないということの一つの理由として、歴史的な検討があまり十分にされていないからではないかと思ったということがあります。

これはやってみて分かったのですが、様々な制度が複雑に絡んでいて、それを長期的に追跡し続ける必要がありますので、取り組みに困難が多い分野だったのではないかと思います。ただ、私が軽はずみにやったせいで、こんなに長く書かなければいけない状態になってしまったということはあるのですが、私の中では権利侵害が長期的に行われていることに対してきちんと皆さんに公表しなければいけないという気持ちがあって書いたという感じです。

**大島** 荒川さんや永野さん、いかがですか。

**永野** 「基準の管理から分配の議論へ」ということで、財を誰に分配すべきかという議論をしなければならないのだと思いますが、この議論は結局のところ、障害年金の対象となる障害者の範囲はどの範囲かということに尽きます。財の分配を受ける人は誰かと

いう議論ですので。その観点から現在の障害要件を考えますと、とりわけ身体に引きずられて機能障害中心の医学モデルに立った判断がなされています。精神障害の方についても、医学的な診断書がまず重要な位置づけをされていることから考えると、きっと医学モデルなのだろうと思います。荒川さんのようなソーシャルワーカーの方がいらっしゃれば、そのような地域では生活の中で、社会の中でどのような困難に置かれているか、その状況をきちんと診断書の中に反映させることができるのですが、そういう幸運に恵まれないと障害年金の支給から漏れてしまう可能性があることは問題であろうと思います。ですので、どの地域に住んでいようと、住んでいる地域においてソーシャルワーカーがそれほどしっかりしていなくても、きちんともらえるということが大事になってくるのではないかと考えています。

**荒川** 私、しっかりしているわけではないのですが、就職した頃はもっと診断書の内容が、言葉は悪いのですが適当でも、いろいろなことができるという診断書であっても、障害年金が通っていたのですが、どんどん認定が厳しくなっていくにつれて、仕方がないので私もヒアリングシートを用意して、きちんと障害に見合った状態に診査していただくように心がけているだけです。

稼得のことで、またお門違いな話になってしまうかもしれませんが、永野先生の衆議院の資料のところに、就労継続支援B型とか障害者雇用で働く人について、就労継続支援B型が就労という扱いに一応はなっているのですね。確かに当事者の方にとっては、一生懸命通われて就労しているからすばらしいことですが、障害年金の請求上でいくと、私はいつも「通所」と書きます。実際、最低賃金は保障されていませんし、就労継続支援B型を1つの居場所として、あまり作業をしないで過ごしていらっしゃるだけの方もいらっしゃるし、それを特に就労として安易に扱っていただきたくないという思いもあります。就労継続支援B型も月に5万円ぐらい稼ぐところもありますが、1万5,000円とか、毎日通っても8,000円とか、そういう稼得の状況ですので、一言で片づけてもらいたくないといえますか、物すごい作業能力から始まり、通所先も違って、B型もいろいろな種類があってという、そういうことも本当は障害年金の上できちんと見ていただきたいと思っています。

**大島** では、パネリスト間の議論はここまでにさせていただきます。

**後藤** 時間としてはまだ45分あります。質問紙に書き切れなかった方たちもいらっしゃると思いますので、その場合は手を挙げて発言して下さってよいと思います。まずいただいたもので幾つか紹介しますので、パネリストの方と風間様、レスポンスください。

それでは風間さんに、労災で1000日以上は自賠責で労働能力喪失率は100%、920日なら92%、670日なら67%、乱暴な数字的な置き換えなので訴訟も大きいですが、判決では実態が反映されることもある。同様の決着は厚生年金にはなじまないが、最終的には金銭問題、労災の社会復帰促進と事業の拡充ほか、年金制度への転用を近似的には求めたいと考えます。

これを書いてくださった方、もしよろしければ言葉を補足していただいたほうがよいかもしれません。

**質問者** 本日はいろいろ勉強させていただいております。ありがとうございます。私は元社員のイトイと申します。自動車保険のことがあったので自賠責と書かせていただいたのですが、労災を基にして、これなんかも風間先生からご指導いただいた歴史の中で、本当に労災を基に置き換えただけということで、置き去りにされた部分かなと思います。ただし、実態的には当事者で賠償という面があるから、ずっと経験してきたことですが、これは主張がいろいろかみ合えば容認されたり、否定されたりと、実態で収まっていくということですが、これを厚生年金や国民年金にみんなが訴訟しろというのはなじまないなというところを書かせていただいたのですが、そうしますと、議論はなかなか落ち着かないし改革も進まないと思うのですが、労災に社会復帰促進等事業というものがあります。そこで就労支援のみならず、障害を負った方のご子弟に関して、例えば就学費用が出たりということで、違った形で保障されているところがあるので、その辺を転用したり、もっと拡充したり、そういう動きはいかがでしょうかという質問です。

**後藤** 言葉の補足をありがとうございました。風間様、よろしくお願ひします。

**風間** ご指摘のように、労災と障害年金は非常に強い関係性があるって、例えば重複障害の場合の障害認定はいまだに労災の等級表と似たものを使っています。それにも関わらず、今のところ、労災と障害年金は完全に別の制度ということになっていると思います。説明もそのようにされているのですが、実際はご指摘があったように、歴史的には強い関係性があるって、しかもそれは政治的に結びつけられていったという歴史的な背景もあります。

**後藤** 引き続きご議論がありましたら、時間の関係で後に回させていただきますが、後でお願ひします。それではパネリストの荒川様に、障害年金に加算が必要という、そこで説明を割愛されましたけれども、そのお考えを知りたいということです。

**荒川** 途中で出てきましたが、65歳の方の老齢基礎年金満額と障害基礎年金2級の方が同額ということで、老齢年金の方もすごく高齢になれば稼働能力もなくなって、年金だけ

では生活が苦しいという方がたくさんいらっしゃることは私も存じ上げていますが、障害者の方の場合、65歳であっても加算が必要だということは先ほどお伝えしたとおりで、例えば65歳の自営業の方がいたとすると、金銭管理は自分でやっていますね。ですが、障害をお持ちの方はご自分で金銭管理ができない方がいらっしゃるわけです。そうすると、日常生活自立支援事業といいまして、社会福祉協議会がお金を管理して出納してくれる事業がありますが、それももちろんお金がかかる。もう一つ、自己管理ができなければ成年後見制度、後見人、保佐人がつく場合もありますけれども、そういったものにもお金がかかります。生活保護と比べるとナンセンスですが、生活保護の方の場合、例えばおむつを使った場合、常時寝たきりならば、おむつ代も別に支給されます。ですが、障害年金だけですと、おむつ代は支給されません。私は精神科の領域にいますが、精神症状によって失禁してしまう方がいらっしゃいます。常時ではなくて時々、たまにとか、夜だけとか、いろいろいらっしゃいますけれども、おむつ代がかかります。これは先ほど申し上げた65歳の自営業の方がいらっしゃるのとすると、障害者の方はそこでおむつ代の費用が別に必要になってきますので、いろいろな面で特別な出費があろうかと私は思っています。

**後藤** よろしければ、お名前も記載してくださったので、このご質問をされた方、NPO法人ほっとポットの本田様、いらっしゃいますか。

**本田** 埼玉県さいたま市で生活に困窮された方の相談支援などを行っている、NPO法人ほっとポットの本田と申します。私たちが生活に困窮された方の支援をしていく中で、実際に障害年金を受給されている方や生活保護を受給されている方の支援を行っています。その中で、まさに荒川様がおっしゃったように、年金だけだと十分ではない、生活保護だと使えるものも障害年金だけだと使えなくなってしまうので加算が必要だというのはすごくしっくりきました。

その上でもう一つ質問を書いたのですが、年金が上がってしまうと、今度は生活保護を抜けて廃止になってしまう方がきっと出てくるのではないかと。そうなってくると、医療扶助や障害福祉サービスの自己負担、それこそおむつ代とかも出てきてしまって、逆に生活保護を抜けてしまう人が出てくるのではないかと思ったので、なかなかここも難しいところだと思ってご質問させていただきました。

**荒川** ありがとうございます。

**後藤** 恐らく生活保護は、先ほど安藤さんは選別的とおっしゃいましたが、分かっているように、見方によってこれは普遍的な制度ですね。誰でも困窮すれば、いつ

でも結果的に今ここでもらえるわけです。それを我々がどれだけ権利として、風間さんがおっしゃったように、我々の生存権としてどれだけきちんと保障するか。そのことの重要さは幾ら言ってもまだまだ足りないぐらいだと思います。その上で、働いて社会の中に貢献したい、そして自分が働くことにより人となつがりを持ちたい、認められたい、そういう労働の価値も恐らくはある。その両方を持つのは人にとって当たり前のことで、恐らくまだ就労を全く経験しない20歳前に精神障害を患った人であっても、自分が働くことに対する憧れのようなものを抱くことはあるわけです。そうなったときに、荒川さんが事前におっしゃっていたのですが、働く義務を我々は持ち、だからこそ働く権利をとことん保障されなくてはいけない。だけど、休みたいときにはいつでもリタイアして休む。特に精神障害の人たちは短期間しか働けなければ、出たり入ったりしてという、そういう全体をどのように私たちが社会として認め、つくり上げていくか。そういう問題提起であったのではないかと思います。

全く関係ないお話ですが、カフカの「変身」は随分有名になりましたよね。カフカはまさに労災の仕事を一生懸命やっていました。19世紀の終わりぐらいです。そこで「変身」を書いた。「変身」は、サラリーマンが物すごく働いて、超過勤務して、それで一軒の大きな家を建て、家族を養い、かんぬきをあちこちにたくさんつけた。でも今度は自分がいざ芋虫だか何かに変身してしまったとき、急に働けなくなって、日常生活能力も失って、その自分がしっかり作ったかんぬきのせいで外に出られなくなってしまうという、そんなお話もある。だから恐らく人間は多面的な存在だろうと思います。

すみません、もう少し質問を続けます。荒川様に、障害者の人が両親を亡くしてしまった場合、どのように受給者は申請したらいいか。もし永野様も補足があったらお願いします。

**荒川** ご両親が亡くなって……。

**後藤** その場合に、恐らく受給者は今までご両親に生活のいろいろなこと、社会生活を助けてもらっていた。そういうご両親が亡くなったときに、受給者はどのように申請するのか。

**荒川** 本当にそういった方は大勢いらっしゃるって、申請せずにお困りになっている方をたくさん見てきましたので、そのご意見はとてもよく分かります。私のヒアリングシートの中にも「行政から届く通知を単独で処理できますか」という質問が出てくるのですが、行政から届く書類は、生きてるとたくさん来るわけです。それをきちんと処理してご自

分で申請できる方は少ないです。ですので、そういったときこそ、書類が分からないという、ソーシャルワーカーでもいいですし、誰でもいいのですが、周りにいる支援者の方に頼っていただければ、そういった方が教えてくださると思いますけれども、その時点で支援が必要です。

余計な話ですが、私、精神保健福祉士は精神科の訪問看護に行くことができます。行った先の看護をするわけではなくて、ほとんどのご相談が、この届いた通知はどうすればいいかと。それは一緒に封を開けて、これはただ見るだけでいいですよ、これは出さなければいけませんよということをやります。ですので、訪問する人でもいいですし、訪問する人がいなければ訪問する人をつくってもらって、訪問に来てもらうのが嫌でしたら、今はそれなりの相談機関がいろいろありますので、社協でも、病院でも、行政でも、どこでも頼っていただければよろしいかと思います。

**永野** 実際にはご両親以外の支援者の方が周りにいらっしゃるでしょうから、その周りにいらっしゃる支援者の方を頼りにしてということになるのであろうと思いますが、私は法制度についてお話をするのが役割かと思っておりますのでお話ししますと、先ほど社協という言葉が出てきましたが、社会福祉協議会が日常生活支援事業を行ってしまっていて、それがまさに福祉サービスの利用申請などの支援を行うサービスということになっています。そもそもそこにも結びつかないというところが恐らく現場の方たちの最初の問題提起だと思っておりますが、そういう仕組みがありますということ現場で共有しておくことがまずは大事かと思われました。

**風間** 補足でよろしいですか。先ほどのご質問ですが、重要なご指摘だと思います。福祉サービスに結びついていない方は結構いらっしゃいます。その方の障害年金の請求をどうするかという、恐らくそういう話だろうと思います。福祉とも医療とも結びついていないし、障害年金の制度のことも全く分からない、その人がどうすればいいのかということだと思います。それは重大な問題で、請求することを支援するという、そういうものが障害年金制度の中に含まれていません。自分でやるのが前提になっています。荒川さんのような福祉サービスの支援をきちんとやっているところに結びついた人については、請求することが可能ですが、そうではない人たちがたくさんいて、その人たちが情報にも全くアクセスできずに1人でどうしようかという話になっているというのが障害年金の問題ではないかと思っています。

余談になってしまいますが、授業の中で障害年金の説明を学生にして、障害年金の請求

書類を作成してもらうことがあります。残念ながら、これが非常に評判が悪いです。難し過ぎると学生が言うんですよ。私は精神保健福祉制度論という授業を持っているのですが、それは受講生の大半がソーシャルワーカーを希望しているような授業です。3年生以上が履修するある程度基礎ができた学生が受けている授業です。そこで100分、障害年金の説明をして、例えば年金機構のホームページにこんな動画があつて、こういう書類があつて、これをこのように書くのですよと。障害認定基準という、こういうものがありますよということを出して、こういう事例を皆さんに示すから、それで請求の書類を作ってくださいという課題を出すのですが、一様に苦戦しています。申請書類の作成と合わせて、作成してみても感想も提出してもらっているのですが、そこに、こんなに難しい課題を大学生に対して出すのは不適切だとレポートに書かれてしまうこともあるぐらいです。それぐらい苦労して作成しています。

それを、例えば精神障害がある方だったら、病気で大変な状態になっているときに、その書類を1人で作らないといけないわけです。しかも、障害年金制度のなかには、書類を作成するための支援が含まれていないのです。そういうかなり難しいことを利用に際して強いている所得保障制度ではないかと思っています。

**後藤** それでは、会場の方からももう少しご意見を伺いたいと思います。授業ではないので、指名すると困る方もいらっしゃるかもしれません。そういうときは、私は授業で「レイター」と言えば、それで大丈夫と言っています。

**永野** 私が手元にキープしてしまっていました。申し訳ないのですが、幾つか質問が来ておりましたので、ご回答できればと思います。

まず、障害年金の目的について明確にする必要があると感じましたというご感想をいただきつつ、最低生活の保障を目的とするならば、生活保護との差が分かりにくくなるかと考えたのですが、他国ではどのように整理されているのでしょうかというご質問がございました。

私が研究対象としていますフランスでは、障害年金は後天的な障害の方を対象としている仕組みです。障害年金は医療保険の仕組みの中から支給されるもので、一旦働いて、日本でいうところの健康保険の被保険者になった方が障害の状態になったときに、もらえる仕組みになっています。つまり、働いていた人が稼働能力を失ったときに障害年金をもらえるという形になります。生まれながらに障害を持っていて稼働した経験がない方などは、税財源の最低所得保障給付である成人障害者手当という手当をもらうという、そういう役

割分担になっています。フランスの最低所得保障、最低生活保障の仕組みは、日本におけるものとは異なるため、比較は難しいのですが、日本の生活保護のような機能を有する給付をもらうことになります。

日本の場合、生まれながらにして障害のある方たちにも、無拠出制の障害年金ではあるのですが、年金制度の枠の中で保障をしており、それに加えて生活保護の仕組みもありとすることで、障害年金の目的をどのように位置づけたらよいのか、フランスと比較すると、より難しい複雑な絡んだ議論をしなければならない、そういう状況になっているのが日本の状況かなと思います。

次に、身体障害者が全体で見ると昔から給付を重視されている一方で、知的・精神の方の重要性が劣るとされているのはなぜですかという点ですが、私もなぜなのかという明確な回答はないのですが、先ほど労災のお話もありましたけれども、障害者施策がどのように発展してきたのかという発展過程を追いますと、まずは戦争でけがをした方、傷痍軍人を対象とする仕組みが始まった。そして、その後、労災で被害を受けた方の保障が始まります。国のために、あるいは会社のためにけがを負ってしまったという方たちに対してまず保障しなければいけないということがおそらく国家的な課題として捉えられたということがあろうかと思われます。そして、だんだんと社会が進展するにつれて、そういう傷痍軍人、労災被害者だけでなく、私傷病を原因とした障害者も対象にしていきましょうということになっていった、その発展過程の中で、最初にどうしても身体の方があったため、そこに重点が当たりがちだったということがあるのではないかと思います。

実際、日本の障害年金ではなく福祉のほうを見ますと、戦後すぐに身体障害者福祉法ができて、1960年に精神薄弱福祉法ができて、精神の方については1995年の精神保健福祉法でやっと福祉の対象だということになったかと思えます。そういう障害者に関する施策の発展過程を追っていても、やはり最初に身体があり、どうしても知的・精神の方が周辺化されてしまったということはあるのではないかと考えているところですが、現在はもう数としても周辺化してよいような状況にはありませんので——もちろん数が少ないからといって周辺化してよいわけでもないのですが——、このような状況を放置することはできない状況になっているのではないかと思います。

続いて、医学モデルから社会モデルへの移行に伴い論ずべきポイントとして、私が社会的障壁の低い方について給付が減るかもしれないと申し上げたことに関して、あまりそのような点を明示的に論ぜられることは少ないけれども——今日はあえてチャレンジングに

言ってみたわけですが——、そういう既得権に切り込む論点も大変重要ではないかというご指摘もいただきました。

また、欧州ではどう議論されて、どのように制度改正が実行されてきたのでしょうかというご質問ですが、私が研究していますフランスは、そもそも障害年金の仕組みは働いた経験がある方を対象とする仕組みですから、当初は身体の方を中心に捉えていたのではないかということをご指摘できるのではないかと思います。最近では仕事が原因で精神疾患を発症したという方も多いですから、そういう方も対象になってきていますけれども、そもそもそういうところがあったかと思えます。さらには、障害年金の支給はあくまでも稼働能力が3分の2減退したときに支給されることになっていまして、従前働いていたこととの比較で障害年金の支給はなされることになっています。ですので、機能障害があるかどうかということよりは、稼働能力がそもそも着目されてきたということがありますので、日本のような議論にはあまりならないという状況が確認されると思えます。

幕末、パリに渋沢栄一が滞在していたとき、アンヴァリッドというパリの中心にある建物を見て、日本にもあのようなものがあつたらと感じたというエピソードを紹介してくださっている方もいらっしゃるのですが、傷痍軍人のことをアンヴァリッドは指していますが、フランスでも、傷痍軍人が最初に保障の対象になったということで、戦争の被害者、労災の被害者から保障を始めたというのは、欧州・日本に共通の発展過程なのではないかと考えております。

**後藤** どうもありがとうございました。それではフロアの方からご自由に発言をお願いできますか。

**質問者** 本日はありがとうございました。南足柄から参りましたアズマと申します。荒川先生にお聞きしたいのですが、ヒアリングシートをA4で8枚ということでお作りになったのですが、これは先生の病院で流布されているものか、長野県内で広く採用されているものなのかということです。お話の中で、多くて2時間ぐらいかかるということですが、全ての障害者の方に応用されているのかということをお聞きしたいと思えます。

**荒川** ヒアリングシートのベースになるものは友人のソーシャルワーカーからもらいまして、そして私が何年もかけてバージョンアップしていった今の形になっています。ほかの病院は持っていません。うちの病院の電子カルテの中に私が入れまして、豊科病院のソーシャルワーカーが使います。ですので、長野県中に全く広がっていないものです。そんなに素晴らしいものではないので、人様にお見せするほどのものではないのでというだ

けのことです。

ほとんどご本人に聞くよりご家族に聞くほうが多いかもしれません。ご本人に聞く場合、2時間のご負担になるので、途中で休憩を入れる場合もありますが、私が障害年金の支援をする場合は全員の方にそれを用います。逆に、私が例示することによって「そうそう、そうなんですよ」といって盛り上がって2時間に行くこともあるのですが、生活のしづらさがそこに全部出てきますので、2時間ぐらいかかるということになります。

補足ですが、ヒアリングシートを大分皆さんにお褒めいただいているのですが、うちの病院でも漏れています。外来患者さんなど、私は全員を把握していませんから。障害年金を請求する人も漏れていると思います。外来の診察室でドクターが気づいて、障害年金の請求の支援をやってくれとオーダーが来ることが7割ぐらいです。障害年金を請求したいのですがといって相談室に来られる方は3割ぐらいのイメージがあります。それでも漏れている方がうちの病院でもたくさんいらっしゃいます。

**大島** 社会制度確認シートというのを別に紹介されましたが、これとは別のものですか。

**荒川** 社会制度確認シートは入院されたときに主に使うシートで、外来の方にも使うことはありますが、入院のときは……。

**大島** 初回に確認するような感じですか。

**荒川** そうです。入院した日とか、入院して1週間ぐらいの間に面談をして確認します。社会制度確認シートのときに障害年金を請求できるのですが、今まで請求して来られなかったのですかといって、請求歴が無いということが分かって、そこから障害年金に進む方も大勢いらっしゃいます。

**大島** それはコンパクトみたいですね。

**荒川** A4で1枚にしています。実際に赤丸をつけて渡して、そのまま市役所に持って行っていただくということもありますので、なるべくコンパクトにしています。我々ソーシャルワーカーの説明し忘れを防ぐためでもあります。

**大島** とてもいい実践をされていると思うので、それをもっと全体で共有というか、長野県の中、あるいは全国で共有できるようにしていただけるとありがたいと思います。

**荒川** 信州のこんな田舎の3流病院のワーカーがここに座っている時点でおかしな話ですので、どこでもやっていることだと思います。

**質問者** 自治体の職員でヤマシタと申します。どなたということではなく、感想みた

いなざっくりとした話ですが、所得保障は今後も障害年金を変える形のほうがいいとか、その辺の現実や理想はあると思いますが、その辺の情報を補足していただければと。というのは、今、自治体で給付金とか所得保障は税財源でやるみたいな実務をよくやっていますし、社会保険といってもいろいろ税財源とかが入っているの、納税者とか保険を納める方も負担と供給のバランスが分かりづらいとか、財政が専門の方もそういう思いがあるのではないかと、補足して聞いてみたいなと思いました。どんなことでも構いません。

**後藤** 風間様、もしよろしければ。

**風間** 所得保障が複雑になり過ぎていて、皆さんも一言で言えない状態になっているのではないかと思います。それ自体が問題で、そもそも所得保障は誰に対して何をどの程度保障するのかということが、所得保障制度の中できちんと整理されていない状態です。これは最初から青写真があつて所得保障制度が発展してきたわけではなく、これが足りないね、これが足りないねというのをつぎ足しした結果、現在に至っているために、制度間の調整が取れていないということがあります。

例えば障害年金を改正することになった場合、難しいことになるのは、例えば障害認定に限定しますが、障害等級を変えるという話が出てきたときに、様々な制度が玉突き的に影響を受けてきます。恐らくは障害年金の、特に認定基準の改正が難しい理由はそこにあるのではないかと考えています。例えば社会手当の等級だったり、生活保護の障害者加算であったり、あとは例えば公営住宅でポイント方式を取っている自治体があると思うのですが、そういう場合、障害年金の受給で重みづけをしている場合もありますし、労災だと重複障害の認定が微妙に絡んできたりします。これは荒川さんも発表でおっしゃっていましたが、手帳との関連もあります。全く同じにはなっていないのですが、精神障害者保健福祉手帳だと、ある程度、障害年金の等級の影響を受けて等級を設定されているかと思えます。それを考えると、障害認定、特に等級を変えてしまうと思わぬ所に影響が出てきてしまうという、そういう複雑な絡みをしていると私自身は理解しています。

**永野** ちょっと視点が異なる回答になってしまうかもしれませんが、所得保障の仕組みをどうするかという議論をするときに、ベーシックインカムを念頭に置かれている方ももしかするといらっしゃるかもしれません。ただ、障害年金の仕組みについて議論するときには、とりあえず最初のスタートとして障害があることを前提に議論していると思います。障害があることを前提に障害年金の議論はしているわけですが、その障害年金の仕組

みを老齢年金の仕組みと同じ枠内で行うのかということに関して一つ議論があり得ると思います。実はスウェーデンはかつて、障害年金は老齢年金とくっついていましたが、今は医療保険とくっついています。フランスも医療保険とくっついています。ドイツはまだ老齢年金とくっついているのですが、老齢年金とは切り離して医療保険のほうに移したほうがよいのではないかという議論があります。今、老齢年金と障害年金がくっついていることで、老齢年金の支給水準はどんどん下がってきているわけですが、それに合わせて障害年金の支給水準もどんどん下がっている問題があります。それと切り離す議論をすることは、一つ議論の方向としてはあり得る方向なのではないかと思いつつ、しかし、現実には管轄の問題などがあって難しいのかなと思ったりしています。

**大島** 時間がそろそろ迫ってきました。まとめをしなければいけないのですが、どうまとめようかと思っているところです。風間さんも強調されていましたが、所得の面で権利が保障されていないところに対応することが必要であるということ、対象ごとに対応を考えていかなければいけない側面は恐らくあるだろうということですね。その中で一つの重要なグループとしては、障害ゆえに稼働能力が落ちている方ということが恐らくベースになって、そういう方々に対しての障害年金の対応は、欧米諸国でも稼働能力の評価ということで、方向性としては、世界標準で考えるとそういう方向が目指されているのでしょうね。日本の制度はそのようになっていない基準があると思うので、そこは現実的にできるところを変えていく、そういうことかなと理解しました。無拠出の人たちへの対応に関しては恐らく別の体系になるのですが、稼働能力に代わる何か基準をどのように設定するのかという、そこの辺りの議論が次にはされる必要があるのかなと考えました。

いずれにしても、所得保障ということでは雇用、労働ということが欠くことができないわけですから、そのシステムとどうつなげていくのかということについて、特に無拠出の人たちについてはその仕組みがしっかりできていくことが必要になるのかなと思いました。コーディネーターの感想で触れさせていただいて、後藤さんも何か一言言っていたいて、パネリストの皆さん方に一言ずつお願いできればと思います。

**後藤** リーズナブルなアコモデーション、合理的配慮ということが一昨年ぐらいから教育現場にも大分浸透してきています。だから学ぶということ、働くということは、やはり人間にとって本来は喜びで、その働き方をどれだけ多様化できて、学び方も多様化できて、そのためにはいろいろな形でたくさんお金をかけて手当てして支援しなければならない。そのことを我々が普遍的に当たり前だとどこまで思えるかということではないかと思

います。

生活保護裁判に関して、2012年からだんだん給付額が減らされてきた。私は、非常にあれは危険だと思っていました。ようやく最高裁でそれが問題だということになった。障害年金等についても、制度がぎくしゃくして分かりづらくて、本当に現場の人も大変だし、教えるほうも大変だというのはとてもよく分かるのですが、透明だからよいとか、科学的だからよいとか、エビデンスがあるからよいとか、この辺りの議論は気をつけなければいけない。皆さんがおっしゃってくださったように、そもそも最終的な私たちの目的は何かと。生存権等ですよ。そこを外してはいけないだろうと思いました。いずれにしても、本当に難しい問題をいろいろな角度から歴史的に、そして制度的に、比較制度的に現場からお話いただいたことに心から感謝申し上げます。

それでは、風間さんから一言ずつ、パネリストの方へ行って締めてください。お願いします。

**風間** 本日はこのような貴重なお時間を頂戴して大変ありがたく、また光栄に思っております。自分が書いた本ではあるのですが、シンポジストの皆様やフロアの皆様とのやり取りの中で、さらに深く学ばされた一日になりました。本当にありがとうございました。

**永野** 2025年は年金改革の年だったのですが、障害年金については何も改革がされず残念でした。本日のこのシンポジウムをきっかけにできればと思っております。そして昨今、障害年金に関する本が、風間さんのものも含め、幾つか出てきているところですので、次こそはと思っております。本日はありがとうございました。

**安藤** 大変だ、複雑だ、どうしよう、という話が多かったので、最後に少し明るい話をしたいと思います。これだけ大変だと言われているが、ここ10年でかなり利用者も財政も伸びた社会保障の分野があるのですが、皆さん、分かりますか。それは何かというと、児童発達支援と放課後等デイサービスです。皆さんの話を聞きながら調べていたのですが、2012年から2023年の12年間で約900億円から約8,000億円、その間、名目値で測って8倍ぐらいいに増えているし、利用者も約10万人から約50万人とかなり増えている。数字を間違えていたら申し訳ありませんが。障害年金の規模というのが2兆円ちょっとだから、ここ10年ちょっとで、障害年金の半分とまでは行かないけれども、そういう規模の新しい社会保障の分野が1つできているのです。

これらの制度を作るときの議論は、何かすごく深刻なものがあつたかということ、もちろんあつたのですが、国民全員にお伺いを立ててこのサービスをしなければいけない、

という形で議論をしたかということ、そういうわけではありません。その分野の人が頑張っているいろいろな議論をして、その中で、批判もいろいろありましたけれども制度をつくって、結果としてサービスが広がって、この10年でこれだけ大きな福祉領域になり、皆さんも事務所を道端で見かけることも多くなったと思います。介護保険が日本の一つの普通の風景になったのと同じように、放課後等デイも、ある意味で日本の当たり前の社会サービスに、この財政が厳しいと言われ続けた10年でも、なったわけです。ですので、お金が大変、認定基準も複雑、と大変なことはたくさんあるとは思いますが、一つ一つ積み上げてやっていけば、こういうことも起こり得るとというのが社会保障の分野でもあるので、希望を持って、皆さん、今後一緒に議論していければと思います。

**荒川** 今日はありがとうございました。私、現場にいますと、障害者の方々も、就労継続支援B型とかも含めて就労する機会が増えてきたようには思います。ですが、その現場で私はいつも言うのです。障害年金があるから、就労にチャレンジしても、もし失敗しても、基礎的収入があるからいいじゃないですかという言い方で、チャレンジ、いいじゃないですかという形でいつも言っています。精神の領域にいますので、短時間しか働けない、働ける季節もある、働けない季節もある、いろいろな方がいらっしゃる。そういった方々のために、この障害年金というのは基礎的な収入ですので、今後も大切にしたいと思えますし、そうやって障害者の方々が安心して暮らせる制度であっていただきたいと思えます。そういったことを今後は、こちらに日本を牽引する先生方がそろっていらっしゃいますので、ぜひ提言していただきたいと思えます。今日はありがとうございました。

**大島** どうもありがとうございました。改めて、このシンポジウムでは、難しいテーマにチャレンジしているように思いますが、議論しなければいけないポイントなどはよく共有されたのではないかと思います。1時から長時間にわたって、出席者の数もほとんど変わらない状況で最後までお付き合いいただきまして、本当にどうもありがとうございました。また引き続きどうぞよろしくお願ひします。今日はありがとうございました。

## シンポジウム資料

### 『障害と所得保障

#### —分配のあり方と基準設定をめぐる諸論点』

生活上に様々な困難を抱える障害のある人たちに対する所得保障は、手続きの煩瑣や支給金額の低水準、認定基準の不明瞭さなど多くの課題を抱えています。障害のある人たちに対する所得保障に求められる「分配のあり方と基準設定」はどうあれば良いのか。障害当事者の立場から、また社会保障・労働経済学の視点、国際的な社会保障法制論の視点など多様な論点からご発題頂き、今後求められる実現可能で公正な分配と基準設定について議論したいと思います。

#### ◇ パネリスト資料

- 荒川 豊 氏 . . . p. 57
- 安藤 道人 氏 . . . p. 58～p. 62
- 永野 仁美 氏 . . . p. 63

## 実践現場のSWの立場から所得保障を考える ～当事者の方々の声を中心に～

### I.はじめに

ソーシャルワーカー(以下、SW)のソーシャルワークの一つに経済的支援がある。経済的支援は所得を増やすものと支出を減らすもの、に二分され、SWは常々この両輪を駆使(駆動)しながら、障害者及び家族等(以下、当事者)の経済的安定を図っている。

### II.届いていない社会保障と所得の申告

現場では社会保障制度(以下、制度)の申請の“漏れ”が頻繁にみられる。そこで筆者は独自の点検シートを作成し、自院に入院された方に対し、制度の点検作業を行っている。その際、当事者から「今まで誰も教えてくれなかった制度や申請が複雑すぎる」という声を多く聞く。当事者に制度が届いていない現状がみてとれる。

また、住民税課税世帯か否か、によって、医療と福祉サービスの自己負担が大きく変わる。そこで上記の点検作業時に、市町村都道府県民税の未申告による負担増に気づき、申告の支援をすることがある。多くの当事者は「意味がわからない」と語られるが、当事者の所得に見合った負担するためには、この申告は極めて重要であり、前述の両輪を超えた三輪の実践が必要になっている。

### III.障害認定と現場の工夫

障害年金の認定は、主に診断書によって診査される。精神・知的障害者の場合、具体的な評価基準が無い上に、医師が短時間の診察で診断書に詳細な実情を書くことは困難といえる。更に、当事者は障害状態が長年続いているため、生活のしづらさに気付かない、所謂「常態化」がみられる。そこで、筆者は独自に「ヒアリングシート」を作成し、生活のしづらさを例示しながら聴取している。当事者は「そうそう!」と語り始め、その情報を診断書作成医に提示し、診断書に反映するよう実践している。

### IV.認定システムの変更案

障害者総合支援法の支援区分は、医師の意見書と訪問調査と審査会で決定する“丁寧な認定”といえるが、それらが障害年金や各種障害者手帳の認定に直接リンクはしていない。この縦割りの認定システムが改善されれば、当事者の経済的・精神的負担や医療機関の負担が軽減され、更には小さな行政による認定経費の削減に至り、当事者の所得増に繋がる可能性がある。その方法が支援必要度に見合った所得保障に近づくことも期待できる。但し、当事者からは「仮に所得が増えても、負担金が発生する福祉サービスは利用しない」という声があり興味深い。今後も各制度の自己負担の軽減は図っていく必要がある。

### V.おわりに

当事者から「家賃と入院費の支払いは困難」という声が多い。入院費の助成に着目すると、障害者間格差と地域間格差が目立っている。SWとして、医療費の助成を目指す任意団体の設立及び運営に参画し活動中である。

# 『障害と所得保障 基準の管理から 分配の議論へ』（風間朋子 2023） の射程と残された問い

立教大学経済学部

安藤道人

2025.7.19

シンポジウム

## 普遍主義と選別主義 1/2

- 社会保障制度の給付対象は、どのように決まるのか？
  - 給付基準の濃淡：「**普遍主義**」と「**選別主義**」
  - 普遍主義：所得や資産などにかかわらず、すべての人を対象とするという考え方
  - 選別主義：所得や資産など一定の基準で対象者を選別し、必要な人だけを対象にするという考え方
- **義務教育**や**医療保険**や**老齢年金**は「普遍主義」的要素が強い
  - **義務教育**は、一定の年齢の子どもたち全てが対象
  - **医療保険**は、一定期間以上日本に住み、健康保険料を支払っていれば対象となる
  - **老齢年金**は、一定年齢を超え、一定期間、年金保険料を支払っていれば、給付の対象となる
- **介護保険**は「普遍主義」的だが「選別主義」的要素もある
  - 「年齢」と「要介護認定」による選別
  - 認定と選別はあるが、比較的緩い基準によって給付対象となる高齢者は多い

## 普遍主義と選別主義 2/2

- **生活保護**や**障害年金**や**障害者ケア**は「選別主義」的要素が強い
- **生活保護**には「ミーンズ・テスト」（資力調査）がある
  - 「貧困」の認定
- **障害年金**には詳細な認定基準がある
  - 「障害」の認定
  - 風間(2023)の主題
- **障害者ケア**（障害者総合支援法）には認定基準（障害支援区分）がある
  - 「障害」の認定
  - ケアの必要性を評価
  - 介護保険と同様に一次判定にコンピュータ判定が導入されている

3

## なぜ「認定」や「選別」が必要とされるのか？

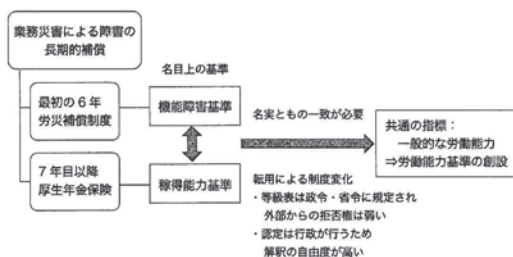
- 財政の2つの側面
  - 「**出ずるを量って入るを制する**」（支出に見合った収入）
  - 「**入るを量って出ずるを制する**」（収入に見合った支出）
- 「認定」や「選別」の財政的背景：「**入るを量りて出ずるを制す**」
  - 財源に限りがあるため、ニーズ判定が必要となる
- 「認定」や「選別」は、財政の「調整弁」的な役割を負わされている
  - ニーズ評価と財政管理という緊張関係

4

# 風間(2023)は「認定基準」変遷の制度史

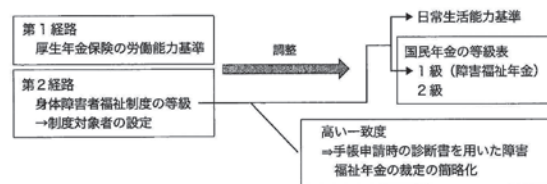
- 障害年金における「認定基準」の歴史的変遷
- とくに認定基準の「性質」の変遷に着目
  - 機能障害・稼得能力・労働能力・日常生活能力

プロセス5 (第6章) 稼得能力から(一般的)労働能力への指標変更による労働能力基準の創設



風間(2023) p.286

プロセス7 (第8章) 厚生年金保険と身体障害者福祉制度の等級調整による日常生活能力基準の創設



風間(2023) p.288

5

## 問い1 : 「結果」としての認定基準

- 風間(2023)で検証された認定基準の変化は、どのような社会的・財政的状况によって引き起こされたものなのか
- 障害に対する社会規範・社会通念は少しずつ変化してきた
- 社会保障やその財政をめぐる状況も少しずつ変化してきた
- これらは認定基準の変化に対してどう影響を与えてきたのか?

6

## 問い2：「原因」としての認定基準

- 風間(2023)で検証された認定基準の変化は、認定者数や給付水準、そして障害者の生活にどのような影響を与えてきたのか
- 認定基準は、認定者数、給付水準、生活水準、「障害者」観などに影響を与える
- どのような影響を与えてきたのかはよく分かっていない
- 人数は？財政規模は？生活は？「障害者」観は？

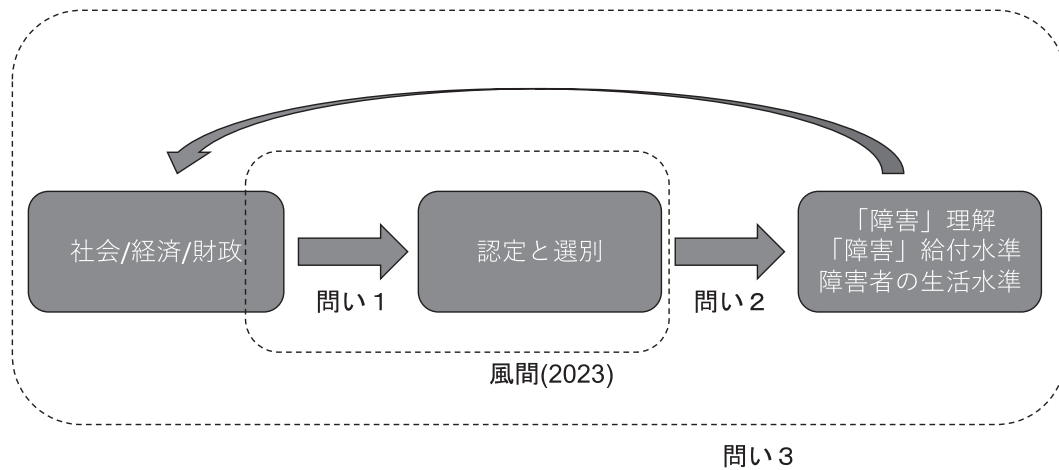
7

## 問い3：「ニーズ」に基づく認定と分配の可能性

- ニーズと認定と財政のバランスをどのように構築していくか
- 風間(2023)からどのような政策的示唆を得ることができるか
- どのような基準を作り、どう運営していくべきか
  - 2000年代以降の要介護認定や障害程度区分/障害支援区分をどう評価するか
- 「出づるを量って入るを制する」（支出に見合った収入）の検討も

8

# 「認定」と「選別」をめぐる全体像の理解へ



### 障害年金制度における障害要件－見直しに向けて

2025 年は年金制度改革の年でした。障害年金に関する見直しは先送りされましたが、衆議院及び参議院の各厚生労働委員会は、附帯決議において、障害年金の判定に際して「恣意的な判定がなされないように透明性を確保するための検討を行い必要な措置を講ずること」等を、政府が適切な措置を講ずるべきことの1つとして掲げました。障害年金はいつたいどのような障害者に支給されるべきなのかは、障害者を取り囲む社会的・法的環境が変化している中で、非常に重要な論点となっています。

現在、障害基礎年金は、国民年金法施行令別表に掲げられた障害の程度にある者に対して支給されています。この別表は、1966 年からほぼ変わっていません。しかし、障害者を取り巻く環境は、この間、大きく変わりました。まず、障害年金の仕組みは、外部障害の身体障害を念頭に始まったといえますが、2021 年度の段階で、障害年金の新規裁定の約 7 割は精神障害・知的障害です。次に、障害者の就労可能性は、とりわけ障害者権利条約以降の障害者雇用政策（雇用義務の強化や障害者差別禁止原則の導入等）、及び、近年の技術革新等により、大いに高まっています。さらに、障害の捉え方は、同じく障害者権利条約の影響のもと従来の医学モデルから社会モデルへとシフトしています。60 年近くにわたり変わっていない別表は、こうした時代の変化に対応できていないと言えます。

こうした中で、日本は、2022 年 10 月に障害者権利委員会から「総括所見」を受け取りました。障害年金の関連では、「法令等において医学モデルが永続しており、機能障害や能力評価に基づく障害認定によって、知的障害者や精神障害者等のより集中的な支援を必要としている者が、障害者を対象とする給付から排除されていること」につき懸念が示されました。そして、「障害認定の仕組みから障害の医学モデルの要素を排除し、すべての障害者が、機能障害にかかわらず、社会における平等な機会、必要な支援を地域社会で享受できるよう、法令を見直すこと」が勧告されました。

こうした勧告も参照しつつ、本日のシンポジウムでは、「障害年金は誰に支給されるべきか」「障害年金における障害要件は、どうあるべきか」という点について、皆さまと一緒に検討したいと思います。

## 審査講評

SOMPO福祉財団賞  
前審査委員長 秋元 美世

### 《審査経過》

2024年度の「SOMPO福祉財団賞」は、(一社)日本社会福祉学会会員及び社会福祉関係学会役員、(一社)日本ソーシャルワーク教育学校連盟加盟校の社会福祉教育課程の長、その他の指定推薦者から16件15編の推薦を受けた。候補として推薦された著書は、2023年4月から2024年3月末日までに公刊されたもので、社会福祉を主なテーマとして論述したものである。これらの著書について、計3回<2024年9月18日(水)、2024年10月15日(火)、2024年12月9日(月)>の審査委員会が開催された。

第1次審査では、推薦図書について、「審査に関する整理の視点」を基準に審査を行い、基準に該当する4編を第2次審査の対象文献として選考した。

第2次審査では、審査対象になった推薦著書に対して各2名の審査委員が精読し、5段階評価と各自の書評を事前に書面にて提出した。その上で、審査委員会では、各書評を基に審査を進めた。その結果、第2次審査では、最終の第3次審査対象文献として3編が選考された。最終審査の対象となったのは、風間朋子『障害と所得保障－基準の管理から分配の議論へ』、高田俊輔『教育による包摂／排除に抗する児童福祉の理念－児童自立支援施設の就学義務化から』、大澤真平『子どもの「貧困の経験」－構造の中でのエージェンシーとライフチャンスの不平等』である。

第3次最終審査では、審査対象となった3編について、審査委員全員が精読し、各自の5段階評価と書評を書面で提出した上で最終審査委員会が開かれた。審査委員会では上記の書面での評価を踏まえつつ各員が慎重に意見を交換し、厳正な審査を行った。その結果、2024年度SOMPO福祉財団賞として風間朋子氏の『障害と所得保障－基準の管理から分配の議論へ』を、2024年度奨励賞として、高田俊輔氏の『教育による包摂／排除に抗する児童福祉の理念－児童自立支援施設の就学義務化から』を、理事会に推薦することがふさわしいとの結論に至った。

SOMPO 福祉財団賞

《選定理由》

著書

『障害と所得保障－基準の管理から分配の議論へ』

(株式会社生活書院 2023年12月発行)

著者 風間 朋子氏

(所属 関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科准教授)

《選定理由》

障害の軽重というものを考えたとき、これを評価する指針の一つとして、障害者福祉施策における等級制度がある。障害程度を等級によって把握し、これに基づいて所得分配を行う方法は国際的にも一般的であるとはいえない。しかしながら、我が国においては、等級制度による再分配が継続されている。こうした状況を踏まえて本書は、障害者を対象とした所得分配に用いられるこの基準の設置根拠について焦点をあて、その基準が何を指標として所得保障が必要な障害者を選別し、保障の程度(障害等級)を設定しているのかを、明治初期から国民年金創設までの期間にわたって詳細に分析を加えている。それにより、現行制度がどのようにして正当性を獲得し、現在に至ったのか、そのメカニズムと構造を明らかにしている。

【本書の要旨】

本書は序章と終章を含め全9章で構成されている。序章では我が国の障害に関わる所得保障給付の基準がどのようにして生み出され、そして今日の制度につながってきたのかを検討するための研究上の背景、目的、研究の焦点、前提となる概念の提示について述べられている。

第1章では、障害者の所得保障制度に関する先行研究の到達点を示し、本書の知見がそれにどのように貢献しているのかについて述べられている。また、本書の分析枠組みについて、歴史的制度論で用いられている概念を参照しながら説明を加えている。

第2章では、軍人の戦闘行為を想定した身体的犠牲の度合いで序列化された公務傷病の等級が、制度的同型化により公務員という共通点を持つ他の職位種(文官や公立学校の教職員等)にも共有されて群生化し、やがて恩給法定化によって統合されるプロセスが示された。その際に用意された基準は、当時の近代医学の最先端に位置した軍医が関与したものであり、かかる基準が長期的な運用実績と正当性を有したことで、職種を問わず誰に対しても適用可能な使い勝手の良い機能障害基準の創設を導引したことを確認している。

第3章では、稼得能力基準の原点が、明治初期に設けられた非官吏に対する公務傷病の補償制度にあり、その基準が国有鉄道や官営工場の労働者を対象とした官業共済制度に引き継がれていくプロセスが示されている。殖産興業を背景に官営工場等の労働者の生活保障が図られるようになって非官吏である彼らは恩給から除外され、独自に保護制度の創設が行われた。この点を示した上で、このような待遇差別による公務傷病の補償の基準が、官吏を対象とした機能障害基準と非官吏を対象とした稼得能力基準に分断されたことを明らかにしている。

第4章では、個人の障害程度を一律に把握することが困難だとして機能障害基準の導入を見送り、非官吏に用いた旧来の稼得能力基準を採用したはずの鉱山・工場の労働者を対象とした業務上の事由による障害の補償において、等級判断に起因する労使間での争議の多発により、紛争抑制を目的とした機能障害基準の併設が行われるプロセスが示された。使用者と労働者のコントロールのために行われた併設の結果、等級表内に機能障害基準と稼得能力基準が混在することになり、官僚は外部障害以外の障害を黙殺してこれを機能障害基準と標榜していたとしている。

第5章では、外部障害には機能障害基準、それ以外の障害には稼得能力基準を用いた工場法の基

準が、労働者の生活保障を目的とする厚生年金保険に移され、障害給付は稼働能力基準によって実施されるという建て前が形成されていくプロセスが示された。これにより、障害年金制度の創設時点で、給付の目的と給付の基準との間に乖離があることを前提とした制度設計がなされていたことを明らかにしている。

第6章では、占領下での労働法規の新設に際して、連合軍総司令部から補償標準の改善と使用者による大部分の費用負担が求められたことにより、当時は一時金のみであった労災補償の障害補償と厚生年金保険の障害年金との連結が強く意識され、両者の等級がこれまで以上に正確に対応するようになるプロセスが示された。機能障害基準を標榜する労災補償と稼働能力基準を建て前とする厚生年金保険という異なる指標を持つ基準間に整合性を持たせるために、制度の転用、すなわち、旧等級表を踏襲したまま両者の指標は一般的労働能力であったと再解釈する方法が取られたことを確認している。

第7章では、労働能力の程度そのものの評価を要する結核性疾患に起因する障害が中心であった厚生年金保険の障害給付において、認定業務の標準化のために労働能力の評価方法の整備が希求され、これによって障害認定基準の併設が導かれるプロセスが示された。障害認定基準の設置にあたり、労災補償のために設定された補償費の日数を労働能力の評価に用いたことで、労働能力基準の安定的な運用が可能になるとともに、労働能力の程度により機能障害の状態が配置されたとする解釈が強化されたとしている。

第8章では、障害厚生年金を範として構想された国民年金の等級表が、最終的には身体障害者福祉法施行規則の等級表からの強い影響により変質したことで、現行の障害基礎年金にも継承される日常生活能力基準の誕生が導かれるプロセスが示された。国民年金の等級表は、厚生年金保険による労働能力基準と、身体障害者福祉法施行規則の等級を用いた制度対象者の簡便な確認方法との調整の場となったが、特に、初年度に大量の裁定業務が発生する無拠出制障害年金（障害福祉年金）の対象となる国民年金一級において、身体障害者福祉法施行規則の等級表一・二級との正確な対応関係が優先されたことを明らかにしており、身体障害者福祉の行政解釈で用いられていた日常生活能力概念の国民年金への流入を導いた可能性を指摘している。

最後に終章では、これまでの議論を通じて明らかにした課題をふまえ、結論を示している。

#### 【審査委員会における評価】

本書の審査過程において以下の点が評価された。

第一に、労災補償と障害年金などの複数の領域にまたがる障害認定の基準をめぐる制度・政策の歴史的展開を対象として、そこにみられるロジックの共通性と相違点や経路依存的な制度の持続と変化なども視野に入れるなど、説得力のある形で障害認定基準をめぐる諸問題を解き明かすことができている点である。

第二に、多くの一次資料を用いて非常に丁寧に議論を展開している点である。そうした作業の中で、軍事恩給、官業労働者、民間労働者の労災補償、障害年金という幅広い領域で、それぞれの障害認定に関する基準が歴史的に発展した経緯、基準をめぐる議論、そのプロセス、基準の根拠を体系的に整理したという点である。その歴史研究的な意義は大きいと言えよう。

以上のような評価の一方で、いくつかの問題点も指摘された。

第一に、「管理」のための基準の考察は丁寧になされているのに対して、その議論が「分配の議論」に十分につながっているように思われない点である。副題の「基準の管理から分配の議論へ」という観点からするとやや物足りなさが残る。

第二に、戦前の労災に関わる障害の問題が、当事者の生活にどのように影響を与えたのかといった議論に対する検討・考察が薄いように思われる点である。障害と所得保障に関する通史的な研究であるため、個別制度史あるいは特定時期の関係分析という点では限界があったのかも知れない。

#### 【結論】

以上、いくつかの課題も指摘されたが、このような高い水準の著書を書き上げたことは高く評価されるべきであり、今後の研究活動のより一層の深化が期待される。よって、本書が「2024年度 SOMPO 福祉財団賞」に相応しい著書であると審査委員全員が判断し、一致して推薦することを報告する。

SOMP O福祉財団賞受賞者

	著者 受賞時職名	著書または論文名	
<b>第1回</b> 1999年 (平成11年) <著書部門>	<b>社会福祉学博士 金子 光一氏</b> 淑徳大学社会学部助教授	<b>『ピアトリス・ウェブの 福祉思想』</b> (ドメス出版、1997年)	
	<論文部門>	<b>医学博士・工学博士 筒井 孝子氏</b> 国立公衆衛生院研究員、 国立病院・医療管理研究所研究員	<b>「介護保険制度下における ケアシステムの未来」</b> (社会保険旬報、1998年)
<b>第2回</b> 2000年 (平成12年) <著書部門>	<b>社会学博士 池本 美和子氏</b> 日本福祉大学社会福祉学部助教授	<b>『日本における社会事業の形成』</b> (法律文化社、1999年)	
	<論文部門>	<b>社会福祉学博士 北場 勉氏</b> 日本社会事業大学社会福祉学部助教授  <b>平岡 公一氏</b> お茶の水女子大学文教育学部教授	<b>「社会福祉法人制度の成立と その今日的意義」</b> (季刊社会保障研究、1999年)  <b>「社会サービスの多元化と 市場化」</b> (『福祉国家への視座』、2000年)
<b>第3回</b> 2001年 (平成13年) <著書部門>	<b>社会福祉学博士 大友 信勝氏</b> 東洋大学社会学部教授	<b>『公的扶助の展開』</b> (旬報社、2000年)	
	<論文部門>	<b>社会福祉学博士 門田 光司氏</b> 福岡県立大学人間社会学部教授  <b>社会福祉学博士 松山 毅氏</b> 日本福祉教育専門学校専任講師	<b>「学校ソーシャルワーク実践に おけるパワー交互作用モデル について」</b> (『社会福祉学』、2000年)  <b>「イギリス近世初期の慈善活動 の成立過程に関する一考察」</b> (『日本福祉教育専門学校研究 紀要』、2001年)

	著者 受賞時職名	著書または論文名		
<b>第4回</b> 2002年 (平成14年) <著書部門>	<b>社会福祉学博士 田中 英樹氏</b> 長崎ウェスレヤン大学現代社会学部教授	<b>『精神障害者の地域生活支援』</b> (中央法規出版、2001年)		
	<論文部門>	<b>文学博士 田川 佳代子氏</b> 愛知県立大学文学部助教授	<b>「高齢者ケアマネジメントにおける倫理的意思決定」</b> (『社会福祉学』、2001年)	
<b>第5回</b> 2003年 (平成15年) <著書部門>	<b>社会福祉学博士 坂田 周一氏</b> 立教大学コミュニティ福祉学部教授	<b>『社会福祉における資源配分の研究』</b> (立教大学出版会、2003年)		
	<論文部門>	<b>社会福祉学博士 大原 美知子氏</b> 東京都精神医学総合研究所 主任技術研究員	<b>「母親の虐待行動とリスクファクターの検討」</b> (『社会福祉学』、2003年)	
	<b>菊地 英明氏</b> 東京大学大学院/ 国立社会保障・人口問題研究所研究員	<b>「生活保護における『母子世帯』施策の変遷」</b> (『社会福祉学』、2003年)		
	<b>社会福祉学博士 寺田 貴美代氏</b> 清和大学短期大学部専任講師	<b>「社会福祉と共生」</b> (『社会福祉とコミュニティ』 東信堂、2003年)		
<b>第6回</b> 2004年 (平成16年) <著書部門>	<b>心理学博士 山口 利勝氏</b> 第一福祉大学人間社会福祉学部 (通信教育部)助教授	<b>『中途失聴者と難聴者の世界』</b> (一橋出版、2003年)		
	<論文部門>	<b>社会福祉学博士 李 政元氏</b> 関西福祉科学大学社会福祉学部 専任講師	<b>「高齢者福祉施設スタッフのQWL測定尺度の開発」</b> (『社会福祉学』、2003年)	

	著者 受賞時職名	著書または論文名	
第7回 2005年 (平成17年) <著書部門>	法学博士 廣澤 孝之氏 松山大学法学部教授	『フランス「福祉国家」体制の形成』 (法律文化社、2005年)	
第8回 2006年 (平成18年) <著書部門>	菅沼 隆氏 立教大学経済学部教授	『被占領期社会福祉分析』 (ミネルヴァ書房、2005年)	
<論文部門>	社会福祉学博士 村田 文世氏 日本女子大学大学院人間社会研究科 博士課程後期	『「委託関係」における当事者組織 の自律性問題-組織間関係論に依 拠した理論枠組の構築-』 (『社会福祉学』、2005年)	
第9回 2007年 (平成19年) <著書部門>	社会学博士 星加 良司氏 東京大学先端科学技術研究センター 特任助教	『障害とは何か-ディスアビリティ の社会理論に向けて-』 (生活書院、2007年)	
<論文部門>	博士(人間福祉学) 金子 絵里乃氏 法政大学現代福祉学部 現代福祉学科任期付専任助手	『小児がんで子どもを亡くした母 親の悲嘆過程-「語り」からみるセ ルフヘルプ・グループ/サポート・ グループへの参加の意味-』 (『社会福祉学』、2007年)	
第10回 2008年 (平成20年) <著書部門>	博士(学術・福祉) 大友 昌子氏 中京大学現代社会学部教授	『帝国日本の植民地社会事業 政策研究-台湾・朝鮮-』 (ミネルヴァ書房、2007年)	
第11回 2009年 (平成21年) <著書部門>	博士(文学) 金澤 周作氏 京都大学大学院文学研究科准教授	『チャリティとイギリス近代』 (京都大学学術出版会、2008年)	

	著者 受賞時職名	著書または論文名	
第12回 2010年 (平成22年) <著書部門>	博士(社会福祉学) 秋元 美世氏 東洋大学社会学部教授	『社会福祉の利用者と人権 —利用関係の多様化と権利保障』 (有斐閣、2010年)	
第13回 2011年 (平成23年) <著書部門>	博士(教育学) 仁平 典宏氏 法政大学社会学部准教授	『「ボランティア」の誕生と終焉 —贈与のパラドックス)の 知識社会学』 (名古屋大学出版会、2011年)	
第14回 2012年 (平成24年) <著書部門>	博士(社会福祉学) 谷口 由希子氏 日本福祉大学福祉社会開発研究所 研究員	『児童養護施設の子どものための 生活過程 —子どもたちはなぜ排除状態 から脱け出せないのか』 (明石書店、2011年)	
第15回 2013年 (平成25年)	博士(法学) 水島 治郎氏 千葉大学法政経学部教授	『反転する福祉国家 —オランダモデルの光と影』 (岩波書店、2012年)	
第16回 2014年 (平成26年)	学術博士(人間科学) 齊藤 弥生氏 大阪大学大学院人間科学研究科教授	『スウェーデンにみる 高齢者介護の供給と編成』 (大阪大学出版会、2014年)	
第17回 2015年 (平成27年)	博士(文学) 青山 陽子氏 成蹊大学ほか非常勤講師	『病いの共同体 —ハンセン病療養所における 患者文化の生成と変容—』 (新曜社、2014年)	
第18回 2016年 (平成28年)	博士(社会福祉学) 衣笠 一茂氏 大分大学福祉健康科学部学部長 教授	『ソーシャルワークにおける 「価値」と「原理」— 「実践の科学化」とその論理構造—』 (ミネルヴァ書房、2015年)	

	著者 受賞時職名	著書または論文名	
第19回 2017年 (平成29年) <財団賞>	博士(法学) 田中 拓道氏 一橋大学大学院社会学研究科 教授	『福祉政治史 - 格差に抗するデモクラシー』 (勁草書房、2017年)	
<奨励賞>	安藤 藍氏 首都大学東京都都市教養学部 都市教養学科人文・社会系助教	『里親であることの葛藤と対処 - 家族的文脈と福祉的文脈の交錯』 (ミネルヴァ書房、2017年)	
<奨励賞>	桜井 啓太氏 名古屋市立大学大学院人間文化研究科 講師	『<自立支援>の社会保障を問う - 生活保護・最低賃金 ・ワーキングプア』 (法律文化社、2017年)	
第20回 2018年 (平成30年) <財団賞>	博士(社会福祉学) 永野 咲氏 昭和女子大学人間社会学部 福祉社会学科 助教	『社会的養護のもとで育つ若者の 「ライフチャンス」- 選択肢と つながりの保障、「生の不安定さ」 からの解放を求めて』 (明石書店、2017年)	
第21回 2019年 <財団賞>	博士(法学) 嶋田 佳広氏 佛教大学社会福祉学部教授	『住宅扶助と最低生活保障 - 住宅保障法理の展開と ドイツ・ハルク改革』 (法律文化社、2018年)	
<奨励賞>	林 祐介氏 同朋大学社会福祉学部専任講師	『効果的な退院・転院支援 - 医療ソーシャルワーカーの 専門的役割』 (旬報社、2019年)	
第22回 2020年 <財団賞>	博士(政治学) 日野原 由未氏 岩手県立大学社会福祉学部准教授	『帝国の遺産としてのイギリス 福祉国家と移民 - 脱国民国家化と新しい紐帯』 (ミネルヴァ書房、2019年)	
第23回 2021年 <財団賞>	博士(学術) 高阪 悌雄氏 名寄市立大学保健福祉学部 社会福祉学科教授	『障害基礎年金と当事者運動 - 新たな障害者所得保障の確立 と政治力学』 (明石書店、2020年)	
<奨励賞>	鄭 熙聖氏 関東学院大学社会学部 現代社会学科准教授	『独居高齢者のセルフ・ネグレクト 研究- 当事者の語り』 (法律文化社、2020年)	

	著者 受賞時職名	著書または論文名	
第24回 2022年 <財団賞>	博士(社会福祉学) 永田 祐氏 同志社大学社会学部 教授	『包括支援のガバナンス - 実践と政策をつなぐ市町村 福祉行政の展開』 (有斐閣、2021年)	
<奨励賞>	林 健太郎氏 慶應義塾大学産業研究科専任講師	『所得保障法制成立史論 - イギリスにおける「生活保障 システム」の形成と法の役割』 (信山社、2022年)	
第25回 2023年 <財団賞>	博士(社会福祉学) 丹波 史紀氏 立命館大学産業社会学部 教授	『原子力災害からの複線型復興 - 被災者の生活再建への道』 (明石書店、2023年)	
<奨励賞>	井川 裕覚氏 上智大学大学院実践宗教学研究科 特別研究員	『近代日本の仏教と福祉 - 公共性と社会倫理視点から』 (法蔵館、2023年)	
第26回 2024年 <財団賞>	博士(社会福祉学) 風間 朋子氏 関西学院大学人間福祉学部 社会福祉学科准教授	『障害と所得保障 - 基準の管理から分配の議論へ』 (株式会社生活書院、2023年)	
<奨励賞>	博士(人間科学) 高田 俊輔氏 上越教育大学大学院学校教育研究科 講師	『教育による包摂/排除に抗する 児童福祉の理念 - 児童自立支援施設の 就学義務化』 (春風社、2024年)	

## 公益財団法人SOMPO福祉財団の理事（2025年12月現在）

（敬称略）

理事長	西澤 敬二	（損害保険ジャパン顧問）
専務理事	齋藤 仁	（常勤）
理事	秋山 弘子	（東京大学名誉教授）
理事	小林 光俊	（敬心学園理事長）
理事	白澤 政和	（国際医療福祉大学大学院教授）
理事	竹内 孝仁	（日本自立支援介護・パワーリハ学会顧問）
理事	田中 滋	（埼玉県立大学理事長）
理事	長嶋 紀一	（日本大学名誉教授）
理事	原田 正樹	（日本福祉大学学長）

## 第26回SOMPO福祉財団賞の審査委員（2025年度）

（敬称略）

審査委員長	大島 巖	（東北福祉大学副学長・教授）
審査委員	今井 小の実	（関西学院大学教授）
審査委員	空閑 浩人	（同志社大学教授）
審査委員	後藤 玲子	（帝京大学教授・一橋大学名誉教授）
審査委員	平岡 公一	（東京通信大学教授）
審査委員	山縣 文治	（大阪総合保育大学特任教授）

SOMPO福祉財団叢書 No. 100

第26回SOMPO福祉財団賞受賞記念基調講演録

発行日 2026年1月

発行者 公益財団法人SOMPO福祉財団

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

電話 03-3349-9570 FAX 03-5322-5257

URL <https://www.sompo-wf.org/>

Email [office@sompo-wf.org](mailto:office@sompo-wf.org)